

あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋 田 市 役 所
編集兼 中 島 修
発行人

印刷人 三 戸 俊 彦
秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

条 例

- 秋田市手数料条例の一部を改正する条例（第17号）…………… 2
- 秋田市市税条例の一部を改正する条例（第18号）…………… 2
- 秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（第19号）
…………… 4

規 則

- 秋田市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（第25号）
…………… 6

消 防 本 部 訓 令

- 秋田市消防救助規程の一部を改正する訓令（第1号）…………… 6

告 示

- 平成20年度固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録について（第78号）…………… 7
- 出納員および現金取扱員への委任等について（第79号）…………… 7
- 秋田市食肉衛生検査所との畜検査手数料および畜検査等証明書交付手数料の徴収業務の委託について（第80号）…………… 24
- チャレンジオフィスあきた施設使用料徴収業務の委託について（第81号）…………… 24
- 秋田市雄和観光交流館使用料徴収業務の委託について（第84号）
…………… 24
- 秋田市雄和ふるさと温泉供給施設使用料徴収業務の委託について（第85号）…………… 24
- 一般廃棄物処理手数料の収納事務の委託について（第86号）
…………… 24
- 市立夜間休日応急診療所における使用料および手数料の徴収等の委任について（第87号）…………… 24
- 秋田市保健所取扱い手数料の徴収および収納業務の委託について（第88号）…………… 25
- 犬の登録手数料の徴収業務の委託について（第89号）…………… 25
- 狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収業務の委託について（第90号）…………… 25
- 秋田市雄和地域活動センター施設使用料等徴収業務の委託について（第91号）…………… 25
- 秋田市河辺地域活動センター施設使用料等徴収業務の委託について（第92号）…………… 25
- 市道路線の供用開始について（第93号）…………… 25
- 市道路線の供用開始について（第94号）…………… 25
- 秋田市勤労者総合福祉センターにおいての住民票等手数料徴収業務の委託について（第95号）…………… 26

- 秋田市史の販売および販売に係る収入金の収納事務の委託について（第96号）…………… 26
- 秋田港振興センター施設使用料の収納事務の委託について（第97号）…………… 26
- 放置自転車等の撤去および保管について（第98号）…………… 26
- 現金取扱員への再委任について（第99号）…………… 27
- 納税通知書の公示送達について（第100号）…………… 27
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の取消について（第101号）…………… 27
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第102号）…………… 27
- 放置自転車等の撤去および保管について（第103号）…………… 27
- 平成20年度の地籍調査事業の実施について（第104号）…………… 28
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第105号）…………… 28
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定について（第106号）…………… 28

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第7号）…………… 28

選 管 告 示

- 投票区の区域の一部の変更について（第11号）…………… 28
- 雄和中央土地改良区総代の総選挙の執行について（第12号）
…………… 28
- 平成20年4月21日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙における選挙長および選挙長職務代理者ならびに選挙立会人の選任について（第13号）…………… 29
- 平成20年4月21日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙において当選した者の氏名および住所について（第14号）…………… 29
- 平成20年4月21日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙において当選した者への当選証書の付与について（第15号）…………… 30

農 委 告 示

- 農業委員会の招集について（第6号）…………… 32

上 下 水 道 局 告 示

- 秋田市上下水道事業に係る公金の徴収又は収納の事務の委託について（第25号）…………… 32
- 秋田市上下水道事業に係る公金の徴収又は収納の事務の委託について（第26号）…………… 32
- 指定排水設備工事業者の廃止について（第27号）…………… 32
- 指定給水装置工事業者の指定について（第28号）…………… 33
- 指定排水設備工事業者の指定について（第29号）…………… 33
- 指定排水設備工事業者の指定について（第30号）…………… 33
- 下水道使用料督促状の公示送達について（第31号）…………… 33
- 指定排水設備工事業者の廃止について（第32号）…………… 33

- 指定排水設備工事業者の指定について（第33号）……………33
- 指定給水装置工事業業者の指定について（第34号）……………34
- 指定排水設備工事業者の指定について（第35号）……………34

選 挙 長 告 示

- 平成20年 4月21日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙における候補者の受付事務を行う場所および日時について（第1号）……………34
- 平成20年 4月21日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙における候補者の届出について（第2号）……………34
- 平成20年 4月21日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙における第1選挙区において投票を行わないことについて（第3号）……………35
- 平成20年 4月21日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙における第2選挙区において投票を行わないことについて（第3号）……………36
- 平成20年 4月21日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙における第3選挙区において投票を行わないことについて（第3号）……………36
- 平成20年 4月21日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙における選挙会の場所および日時について（第4号）……………36

公 告

- ジフテリア、百日せき、破傷風、麻しん、風しん、日本脳炎およびBCGの定期予防接種について……………36
- 平成20年度のジフテリア、百日せき、破傷風、麻しん、風しん、日本脳炎およびBCGの定期予防接種について……………37
- 建築基準法による道路の廃止について……………39
- 「みるかネット・イベント通信」第1号への広告掲載者の入札参加希望者の公募について……………39
- 入札参加希望者の公募について……………40
- 入札参加希望者の公募について……………41
- 公募型指名競争入札の執行について……………42
- 開発行為に関する工事の完了について……………43
- 開発行為に関する工事の完了について……………43
- 土地区画整理事業の終了の認可について……………44
- 農用地利用集積計画の策定について……………44
- 入札参加希望者の公募について……………44
- 自由参加型物品調達執行について……………45
- 入札参加希望者の公募について……………45

上下水道局公告

- 入札参加希望者の公募について……………46
- 一般競争入札の執行について……………47
- 一般競争入札の執行について……………48
- 入札参加希望者の公募について……………49

- 入札参加希望者の公募について……………50
- 一般競争入札の執行について……………51
- 入札参加希望者の公募について……………52
- 平成20年度下水道の受益者負担金の賦課対象区域について……………53

条 例

秋田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 4月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第17号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1号および第2号中「第10条第1項」の次に「、第10条の2第1項もしくは第3項から第5項まで又は第126条」を加え、同表第3号および第4号中「第12条の2第1項」を「第12条の2において準用する同法第10条第1項もしくは第10条の2第1項もしくは第3項から第5項までの規定又は同法第126条」に改め、同表第5号中「の規定に基づく届書」を「もしくは第126条の規定に基づく届書」に改め、同表第13号および第14号中「および」を「、第12条の3第1項又は」に改め、同表第15号中「第12条の2第1項」を「第12条の4第1項」に改め、同表第16号中「第20条第1項」の次に「、第3項又は第4項」を加える。

附 則

この条例は、平成20年5月1日から施行する。

秋田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 4月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第18号

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第4号中「および市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（第3項に規定するものを除く。第24条第1項第2号および第33条の3第1項において同じ。）」を削り、同条第3項中「含む。」の次に「第24条第1項第2号の表第1号において「人格のない社団等」という。」を加え、「この節において法人」を「この節の規定中法人の市民税」に改める。

第24条第1項第2号中「法人等（法人および法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下この節において同じ。）」を「法人」に改め、同号の表を次のように改める。

法 人 の 区 分	税 率
(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人および法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）および一般財団法人（非営利型法人に該当するも	年額 60,000円

<p>のを除く。)</p> <p>エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）</p> <p>オ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額））を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないものおよびエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料もしくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</p>	
(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 144,000円
(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 156,000円
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 180,000円
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 192,000円
(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 480,000円
(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 492,000円
(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 2,100,000円
(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 3,600,000円

第24条第2項中「もしくは第4号」を削る。

第33条の6の見出し、同条第1項および第4項、第33条の7の見出しならびに同条第1項中「法人等」を「法人」に改める。

第37条第7項中「第10条の2の7」を「第10条の2の9」に改める。

附則第6条の8の2第1項中「附則第16条第1項」を「附則第15条の6第1項」に改め、同条第2項中「附則第16条第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同条第3項中「附則第16条第6項」を「附則第15条の8第4項」に改め、同条第4項中「附則第16条第7項」を「附則第15条の8第5項」に改め、同条第5項中「附則第16条第8項」を「附則第15条の9第1項」に改め、同項第6号中「提出できなかった」を「提出することができなかった」に改め、同条第6項中「附則第16条第11項」を「附則第15条の9第4項」に、「同条第12項」を「同条第5項」に、「同条第11項に規定する改修工事」を「同条第4項に規定する居住安全改修工事」に改め、同項第5号および第6号中「改修工事」を「居住安全改修工事」に改め、同項第7号中「改修工事」を「居住安全改修工事」に、「提出できなかった」を「提出することができなかった」に改め、同条に次の1項を加える。

7 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所および氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積および人の居住の用に供する部分の床面積

(3) 家屋の建築年月日および登記年月日

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第6条の8の3第1項第2号中「附則第16条第5項」を「附則第15条の8第3項又は第5項」に改め、「前条第2項第2号」の次に「又は第4項第2号」を加え、同項第3号中「附則第16条第1項、第2項又は第5項」を「附則第15条の6第1項もしくは第2項又は第15条の8第3項から第5項まで」に、「又は第2項第3号」を「第2項第3号、第3項第3号又は第4項第3号」に改め、同条第2項中「前条」を「前条第1項から第4項まで」に改める。

附則第23条第1項中「附則第35条の3第11項」を「附則第35条の3第9項」に、「附則第18条の6第22項」を「附則第18条の6第17項」に改め、同条第2項中「第8項において同じ。」を削り、同条第3項中「附則第35条の3第14項」を「附則第35条の3第12項」に改め、同条第4項中「および附則第22条の3」を削り、「附則第22条第1項」を「同項」に改め、「附則第22条の3中「計算した金額（ ）とあるのは「計算した金額（附則第23条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と」を削り、同条第7項および第8項を削る。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(個人の市民税に関する経過措置)
- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の秋田市市税条例（以

- 下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成19年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の秋田市市税条例(以下「旧条例」という。)附則第23条第7項の市民税の所得割の納税義務者が同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、同項および同条第8項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第7項中「平成21年3月31日」とあるのは、「秋田市市税条例の一部を改正する条例(平成20年秋田市条例第18号)の公布の日前」とする。
- 4 施行日から平成22年3月31日までの間における新条例附則第23条第4項の規定の適用については、同項中「の規定の適用について」とあるのは「および附則第22条の3の規定の適用について」と、「同項」とあるのは「附則第22条第1項」と、「とする」とあるのは「と、附則第22条の3中「計算した金額」とあるのは「計算した金額(附則第23条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする」とする。
- (法人の市民税に関する経過措置)
- 5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税および同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税および同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 6 旧条例第16条第1項第4号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成19年度分までの法人の市民税の均等割については、なお従前の例による。
- 7 新条例第24条の規定(同条第1項第2号の表第1号アに掲げる法人に係る部分に限る。)は、平成20年度分以後の年度分の法人の市民税の均等割について適用し、旧条例第24条第1項第2号の表第1号中法人税法第2条第5号の公共法人および同条第6号の公益法人等(防災街区整備事業組合、管理組合法人および団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体ならびに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人を含む。)で均等割のみを課されるものに対して課する平成19年度分までの法人の市民税の均等割については、なお従前の例による。
- 8 施行日から平成20年11月30日までの間における新条例第24条第1項第2号の規定の適用については、同号の表第1号中

- ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。)および一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)
- エ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。)
- オ 資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額))を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないものおよびエに掲

げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料もしくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの

とあるのは、

- ウ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アおよびイに掲げる法人を除く。)
- エ 資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額))を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないものおよびウに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料もしくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの

とする。

(国定資産税に関する経過措置)

- 9 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成19年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年4月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第19号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例(昭和57年秋田市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「費用(」の次に「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)および」を加え、「ならびに」を「および後期高齢者支援金等課税額(保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)ならびに」に改め、同条第2項ただし書中「56万円」を「47万円」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が12万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、12万円とする。

第4条第1項中「第6条の2において」を「以下」に、「100分の11.73」を「100分の9.22」に改める。

第5条中「2万9,580円」を「2万2,960円」に改める。

第6条中「1世帯について3万6,140円」を「次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第6条の4および第11条において同じ。）以外の世帯 2万8,690円

(2) 特定世帯 1万4,340円

第6条の4中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改め、同条を第6条の7とする。

第6条の3中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改め、同条を第6条の6とする。

第6条の2中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改め、同条を第6条の5とし、第6条の次に次の3条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第6条の2 第3条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.51を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第6条の3 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について6,620円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）

第6条の4 第3条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯以外の世帯 7,450円

(2) 特定世帯 3,720円

第10条第2項中「（昭和33年法律第192号）第6条第1号から第5号」を「第6条第1号から第8号」に改め、同条第4項および第6項中「第6条第1号から第5号」を「第6条第1号から第8号」に改める。

第11条第1項中「56万円を超える場合には、56万円）ならびに同条第3項本文」を「47万円を超える場合には、47万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウおよびエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円）ならびに同条第4項本文」に、「ウおよびエ」を「オおよびカ」に改め、同項第1号ア中「2万710円」を「1万6,080円」に改め、同号イを次のように改める。

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 特定世帯以外の世帯 2万90円

イ 特定世帯 1万40円

第11条第1項第1号エを同号カとし、同号ウを同号オとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 4,640円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次の掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 特定世帯以外の世帯 5,220円

イ 特定世帯 2,610円

第11条第1項第2号中「1人につき」を「および特定同一世帯所属者（当該納税義務者を除く。）1人につき」に改め、同号ア中「1万4,790円」を「1万1,480円」に改め、同号イを次のように改める。

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 特定世帯以外の世帯 1万4,350円

イ 特定世帯 7,170円

第11条第1項第2号エを同号カとし、同号ウを同号オとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 3,310円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次の掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 特定世帯以外の世帯 3,730円

イ 特定世帯 1,860円

第11条第1項第3号中「1人につき」を「および特定同一世帯所属者1人につき」に改め、同号ア中「5,920円」を「4,600円」に改め、同号イを次のように改める。

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次の掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 特定世帯以外の世帯 5,740円

イ 特定世帯 2,870円

第11条第1項第3号エを同号カとし、同号ウを同号オとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 1,330円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次の掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 特定世帯以外の世帯 1,490円

イ 特定世帯 750円

第11条第3項を削る。

第14条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 次のいずれにも該当する者（被保険者の資格を取得した日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）

ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者

イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となっ

た者に限る。)の被扶養者であった者

(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

(イ) 船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による被保険者

(ウ) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく共済組合の組合員

(エ) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者および同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

第14条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、第1項第3号に該当する者が国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第2条第1項の届書を市長に提出した場合には、前項の申請書の提出を要しない。

附則第3項中「被保険者」の次に「もしくは特定同一世帯所属者」を加え、「(次項から附則第7項までにおいて「公的年金等所得」という。)」および「。次項から附則第7項までにおいて「特定公的年金等控除額」という」を削る。

附則第4項から附則第7項までを削る。

附則第8項中「被保険者」の次に「もしくは特定同一世帯所属者」を加え、「第4条および第11条第1項」を「第4条、第6条の2、第6条の5および第11条第1項」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第9項中「被保険者」の次に「もしくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第5項とする。

附則第10項中「被保険者」の次に「もしくは特定同一世帯所属者」を加え、「第4条および第11条第1項」を「第4条、第6条の2、第6条の5および第11条第1項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第11項中「被保険者」の次に「もしくは特定同一世帯所属者」を加え、「第35条の2の6第7項」を「第35条の2の6第15項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第12項中「被保険者」の次に「もしくは特定同一世帯所属者」を加え、「第35条の3第13項」を「第35条の3第11項」に、「第10項」を「第6項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第13項中「被保険者」の次に「もしくは特定同一世帯所属者」を加え、「第4条および第11条第1項」を「第4条、第6条の2、第6条の5および第11条第1項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第14項中「被保険者」の次に「もしくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第10項とする。

附則第15項中「被保険者」の次に「もしくは特定同一世帯所属者」を加え、「第4条および第11条第1項」を「第4条、第6条の2、第6条の5および第11条第1項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第16項中「被保険者」の次に「もしくは特定同一世帯所属

者」を加え、「第4条および第11条第1項」を「第4条、第6条の2、第6条の5および第11条第1項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第17項中「被保険者」の次に「もしくは特定同一世帯所属者」を加え、「第4条および第11条第1項」を「第4条、第6条の2、第6条の5および第11条第1項」に改め、同項を附則第13項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市国民健康保険税条例の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

規 則

秋田市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第25号

秋田市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市屋外広告物条例施行規則(平成9年秋田市規則第62号)の一部を次のように改正する。

第13条の2および第27条第1項中「都市整備部都市総務課」を「都市整備部都市計画課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

消 防 本 部 訓 令

秋田市消防本部訓令第1号

消 防 本 部

消 防 署

消 防 職 員 一 般

秋田市消防救助規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年4月1日

秋田市消防長 石 川 勝 直

秋田市消防救助規程の一部を改正する訓令

秋田市消防救助規程(平成19年秋田市消防本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第1条-第8条)」を「(第1条-第7条)」に、「(第9条-第12条)」を「(第8条-第10条)」に、「(第13条)」を「(第11条)」に、「(第14条・第15条)」を「(第12条・第13条)」に、「(第16条-第20条)」を「(第14条-第18条)」に、「(第21条-第23条)」を「(第19条-第21条)」に、「(第24条)」を「(第22条)」に改める。

第4条中「消防本部警防課」を「秋田消防署」に改める。

第5条第1項中「所属長」を「消防署長(以下「署長」という。))」に改め、同条第2項を削る。

第6条第1項中「および次条」を削り、「うちから」の次に「秋田消防署長の上申により、」を加え、同項第4号を削り、第5

号を第4号とし、同号中「おいて入賞」を「出場」に改め、同号の次に「(5) 前各号に掲げる者と同等と認められる者」の1号を加え、同条第5項を削る。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

第9条中「所属長」を「署長」に改め、同条を第8条とする。

第10条を削り、第11条中「所属長」を「署長」に改め、同条を第9条とする。

第12条中「所属長」を「署長」に改め、同条を第10条とする。

第13条第1項中「所属長」を「署長」に改め、「、特異なものについては補完計画を作成し」を削り、同条第2項中「警防課長」を「署長」に、「、調査を実施した消防対象物の所在地を管轄する消防署長と協議の上、」を削り、同条を第11条とする。

第14条中「所属長」を「署長」に改め、同条を第12条とする。

第15条中「警防課長」を「消防長」に改め、同条を第13条とする。

第16条中「警防課長」を「署長」に改め、同条を第14条とする。

第17条中「警防課長」を「消防長」に改め、同条を第15条とする。

第18条中「警防課長」を「署長」に改め、同条を第16条とする。

第19条中「所属長」を「署長」に改め、同条を第17条とし、第20条を第18条とする。

第21条中「消防署長」を「署長」に改め、同条を第19条とする。

第22条を第20条とする。

第23条中「警防課長」を「消防長および署長」に、「第12条」

を「第10条」に、「第13条」を「第11条」に、「第15条および第18条」を「第13条および第16条」に改め、同条を第21条とする。

第24条を第22条とする。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第78号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）第410条第1項の規定によって決定した平成20年度固定資産の価格等のすべてを固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年4月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる出納員および現金取扱員に委任し、又は、再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成20年4月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

会計管理者から出納員への委任

委任を受ける出納員	委 任 事 務
中 島 修	「秋田市史」その他書籍頒布料等の収納に関する事務および情報公開・個人情報保護に関する費用の徴収についての事務
堀 井 満	入札保証金に関する受領等についての事務。人事課において取扱う財産売払い収入の収納に関する事務
佐 藤 義 敏	有価証券の出納保管に関する事務
辻 永 徹	有価証券の出納保管に関する事務
武 埜 恒 子	有価証券の出納保管に関する事務
伊 藤 賢	有価証券の出納保管に関する事務
菅 原 裕 子	有価証券の出納保管に関する事務
相 場 文 男	入札保証金に関する受領等についての事務
伊 藤 智	コインコピー機に関する費用の徴収についての事務
小笠原 利 美	管財課において取扱う財産売払い収入、財産貸付収入金の収納に関する事務。市庁舎の公衆電話使用料の収納に関する事務。市庁舎内において拾得した金銭に係る返還金の収納に関する事務
佐々木 公 秀	市民税課および資産税課で取扱う諸証明書交付手数料、納税証明書交付手数料ならびに市民税課で取扱う標識弁償金の収納に関する事務。市民税課および資産税課で取扱うつり銭の出納保管に関する事務
高 橋 範 慶	市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。松原簡易郵便局の市税、国民健康保険税等の収納に関する事務。国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金に関する事務
佐 藤 憲 一	都市再生街区公共基準点謄抄本手数料の収納に関する事務
松 木 仁	計量検査手数料の収納に関する事務。市営墓地管理手数料の収納に関する事務。市営墓地使用許可証の再交付手数料の収納に関する事務。斎場公衆電話使用料の収納に関する事務。斎場におけるさい銭の収納に関する事務
須 田 亨	戸籍諸手数料、住民基本台帳関係諸手数料、印鑑証明手数料、印鑑登録証交付手数料、自動車臨時運行許可手数料、電子証明書発行手数料、その他市民課所管に係る証明手数料の収納に関する事務。前納に係る斎場使用料の収納に関する事務。郵便請求による金券の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
杓 澤 正 一	各種証明書交付手数料および市税等の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務

石川 真	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。国民健康保険診療報酬の不当利得および第三者行為に係る収入金の収納に関する事務
北橋 洋悦	本市において徴収すべき後期高齢者医療保険料およびこれらに附帯する収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣り銭の出納保管、その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
田口 光宏	各コミュニティセンターの公衆電話使用料の収納に関する事務。地縁による団体認可証明手数料の収納に関する事務
加賀屋 重彦	寺内地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務。寺内地区コミュニティセンターの公衆電話使用料の収納に関する事務
筒井 弘	將軍野地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務。將軍野地区コミュニティセンターの公衆電話使用料の収納に関する事務
二木 文隆	太平地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務および公衆電話使用料の収納に関する事務
畠 也志史	外旭川地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務。外旭川地区コミュニティセンターの公衆電話使用料の収納に関する事務
畠山 秋雄	飯島地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務。飯島地区コミュニティセンターの公衆電話使用料の収納に関する事務
永田 博	下新城地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務および公衆電話使用料の収納に関する事務
三浦 雄一	上新城地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務および公衆電話使用料の収納に関する事務
渡辺 和文	豊岩地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務および公衆電話使用料の収納に関する事務
渡辺 光雄	御野場地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務。南地区コミュニティセンターの公衆電話使用料の収納に関する事務
塚田 敏春	上北手地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務および公衆電話利用収入の収納に関する事務
村井 敏彦	下北手地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務および公衆電話使用料の収納に関する事務
前田 喜久男	下浜地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務および公衆電話使用料の収納に関する事務
佐藤 徳司	金足地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務および公衆電話使用料の収納に関する事務
佐藤 公世	土崎支所において取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
佐藤 修	税、手数料、使用料その他の市の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返納金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。総務手数料の収納に関する事務。浜田簡易郵便局における税、手数料、使用料その他の市の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返納金の収納に関する事務
佐々木 吉丸	災害援護資金貸付元利収入の収納に関する事務。老人福祉センターおよび河辺総合福祉交流センターの公衆電話利用料の収納に関する事務
新田 行平	心身障害者居室整備資金貸付元利金および身体障害者、知的障害者保護費負担金の収納に関する事務。福祉医療費の第三者行為、不当利得、不正利得および高額療養費の収納に関する事務
黒沢 光伸	母子寡婦家庭住宅整備資金貸付元利金および母子寡婦福祉資金貸付元利金の収納に関する事務。保育料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。土崎ポートハイムの公衆電話使用料、洗濯機使用料および光熱水費の収納に関する事務。各保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関する事務
小松 茂美	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。高齢者住宅整備資金貸付元利金の収納に関する事務。介護者激励金返還金の収納に関する事務。老人保護費負担金の収納に関する事務。生活支援ハウス利用収入の収納に関する事務
畠山 隆	生活保護費返還金の収納に関する事務。行旅人の旅費等に関する事務
古木 恵美子	生活保護費返還金の収納に関する事務。行旅人の旅費等に関する事務
高橋 朝夫	食鳥処理事業の申請手数料に関する事務
須藤 智明	ごみ処理手数料、廃棄物処理業等手数料、個別排水処理使用料、電話料およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務
桑村 吉明	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務
内藤 克幸	秋田市雄和高尾山レクリエーション施設の公衆電話使用料の収納に関する事務
佐藤 徳次	大森山動物園の入園料、図録頒布収入、えさやり体験収入、寄附金の収納に関する事務
伊藤 吉治	農林総務課における諸証明手数料の収納に関する事務。農業集落排水使用料および農業集落排水事業費分担金の収納に関する事務。農林水産施設の使用料の収納に関する事務

長谷部 正直	秋田市中央卸売市場の駐車場使用料等の収納に関する事務
今野 郁夫	建設総務課において取り扱う諸証明手数料、使用料および寄付金の収納に関する事務。市道証明手数料の収納に関する事務。道路占用料および東西歩道橋広告板使用料の収納に関する事務
福井 宗親	都市整備部に係る諸証明手数料（住宅整備課を除く）の収納に関する事務。秋操駅南地区土地区画整理事業換地清算金・秋田駅東拠点地区土地区画整理事業換地清算金の徴収に関する事務
佐々木 淳一	都市計画図等売払収入に関する事務。開発許可等申請手数料の収納に関する事務。屋外広告物申請手数料の収納に関する事務
小玉 充郎	建築申請手数料等の収納に関する事務
石塚 鈴雄	住宅使用料、分譲住宅敷地転賃料、駐車場使用料、諸証明手数料の収納に関する事務
大高三 雄	公園地使用料および千秋公園駐車場使用料の収納に関する事務。太平山リゾート公園における公衆電話使用料の収納に関する事務
佐藤 肇	市民交流プラザ使用料、複写機使用料および自主事業に関する収入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
工藤 松雄	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。河辺地域活動センターにおいて取り扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
石塚 稔	岩見三内連絡所において取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
石黒 和雄	雄和市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。雄和地域活動センターにおいて取り扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
京 極 進	大正寺連絡所において取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
門間 徹	秋田公立美術工芸短期大学の授業料および校地校舎使用料ならびに秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院の授業料および校地校舎使用料の収納に関する事務。秋田公立美術工芸短期大学の入学検定料、入学料および諸証明手数料ならびに秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院の入学検定料および入学金の収納に関する事務。秋田公立美術工芸短期大学の電話利用収入および複写機利用収入の収納に関する事務
高橋 勇	農業手数料、諸証明手数料の収納に関する事務
古里 正昭	各小中学校の公衆電話使用料の収納に関する事務
伊藤 栄二	教育研究所の公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷 誠	市立体育館および附属地の使用料ならびに公衆電話使用料の収納に関する事務。市営運動場、運動公園内施設等の使用料および八橋運動公園附属地使用料の収納に関する事務。市営運動場、八橋運動公園内施設の公衆電話使用料の収納に関する事務。雄和B&G海洋センターの使用料ならびに公衆電話使用料の収納に関する事務
石郷岡 誠一	河辺農林漁業資料館観覧料、雄和ふるさとセンター談話室使用料の収納事務。つり銭の出納保管に関する事務
菊地 輝子	児童館、児童センター、児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
水戸瀬 保夫	太平山自然学習センター使用料および電話利用収入の収納に関する事務ならびにつり銭の出納保管に関する事務
田村 信雄	中央公民館の使用料の収納に関する事務
古木 孝夫	土崎公民館の使用料、土崎体育館および附属地使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。夜間照明設備使用料の収納に関する事務。将軍野高齢者学習センター公衆電話使用料の収納に関する事務
相原 久平	西部公民館の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
石塚 嗣己	東部公民館の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
伊藤 秀孝	南部公民館の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
杉山 重弘	北部公民館の使用料の収納に関する事務
渋谷 義博	中央図書館明德館の公衆電話使用料およびマイクロフィルム複写代金の収納に関する事務
鎌田 照平	土崎図書館の公衆電話利用収入および光熱水費等利用収入の収納に関する事務
伊藤 明	新屋図書館の公衆電話使用料の収納に関する事務。新屋図書館のマイクロフィルム複写代金の収納に関する事務
工藤 淳	河辺公民館において取り扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
鈴木 力雄	雄和公民館において取り扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
畠山 茂	美術館観覧料、図録頒布収入等の出納、保管に関する事務
木村 裕	赤れんが郷土館観覧料、敷地使用料、図録頒布収入、公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務

田 口 清 昭	民俗芸能伝承館観覧料・使用料、旧金子家住宅使用料、敷地使用料、図書頒布収入、公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
日 野 久	佐竹史料館、久保田城御隅櫓、旧黒澤家住宅の観覧料の収納に関する事務。図録頒布等収入、望遠鏡利用収入の収納に関する事務。電話利用収入の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
和 賀 芳 宏	文化会館使用料、公衆電話使用料、複写機等使用料およびつり銭の出納保管に関する事務
佐々木 秀 則	秋田市立秋田商業高等学校の授業料、入学検定料および入学金の収納に関する事務ならびに公衆電話使用料の収納に関する事務
高 橋 明 道	秋田市立御所野学院高等学校の授業料、入学金の収納に関する事務。秋田市立御所野学院高等学校の公衆電話使用料の収納に関する事務

出納員から現金取扱員への再委任

委任する出納員	委任を受ける現金取扱員	委 任 事 務
中 島 修	菅 原 忠	「秋田市史」その他書籍頒布料等の収納に関する事務
中 島 修	三 浦 まゆみ	「秋田市史」その他書籍頒布料等の収納に関する事務および情報公開・個人情報保護に関する費用の徴収についての事務
中 島 修	安 藤 功 毅	「秋田市史」その他書籍頒布料等の収納に関する事務および情報公開・個人情報保護に関する費用の徴収についての事務
中 島 修	渡 部 裕	「秋田市史」その他書籍頒布料等の収納に関する事務および情報公開・個人情報保護に関する費用の徴収についての事務
中 島 修	大 塚 哲 平	「秋田市史」その他書籍頒布料等の収納に関する事務
中 島 修	岡 村 時 雄	「秋田市史」その他書籍頒布料等の収納に関する事務
中 島 修	佐々木 義 治	「秋田市史」その他書籍頒布料等の収納に関する事務
高 橋 範 慶	柏 谷 久 芳	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
高 橋 範 慶	鈴 木 淳	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
高 橋 範 慶	佐 藤 正 樹	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
高 橋 範 慶	大 野 幸 雄	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
高 橋 範 慶	佐々木 寿 人	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
高 橋 範 慶	小 野 親 明	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
高 橋 範 慶	浅 利 栄 子	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
高 橋 範 慶	鎌 田 慶 子	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務

高橋 範 慶	淡 路 喜 美 雄	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
高橋 範 慶	渡 邊 雅 樹	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
高橋 範 慶	田 中 真 人	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
高橋 範 慶	細 谷 郁 磨	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
高橋 範 慶	畠 山 欣 丈	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
高橋 範 慶	横 井 章	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
高橋 範 慶	伊 藤 哲 志	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
高橋 範 慶	岡 本 広 大	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
高橋 範 慶	工 藤 奈 津 子	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
高橋 範 慶	成 田 隆 志	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
高橋 範 慶	秋 山 洋 樹	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
高橋 範 慶	斎 藤 基 浩	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
高橋 範 慶	山 田 芳 久	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務

高橋 範慶	田口 誠	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
高橋 範慶	長谷部 達也	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
高橋 範慶	永井 祐美	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
高橋 範慶	小松 昌司	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
高橋 範慶	七尾 宏和	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
高橋 範慶	佐藤 雄介	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
高橋 範慶	安藤 大樹	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
高橋 範慶	金子 歌子	松原簡易郵便局の市税、国民健康保険税等の収納に関する事務
高橋 範慶	相原 直子	市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。松原簡易郵便局の市税、国民健康保険税等の収納に関する事務。国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金に関する事務
高橋 範慶	柴田 弘毅	市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。松原簡易郵便局の市税、国民健康保険税等の収納に関する事務。国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金に関する事務
高橋 範慶	小松 裕一	市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。松原簡易郵便局の市税、国民健康保険税等の収納に関する事務。国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金に関する事務
高橋 範慶	皆川 公	市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。松原簡易郵便局の市税、国民健康保険税等の収納に関する事務。国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金に関する事務
高橋 範慶	藤原 喜久	市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。松原簡易郵便局の市税、国民健康保険税等の収納に関する事務。国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金に関する事務

高橋 範慶	佐々木 実	市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。松原簡易郵便局の市税、国民健康保険税等の収納に関する事務。国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金に関する事務
高橋 範慶	滝沢 良子	市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。松原簡易郵便局の市税、国民健康保険税等の収納に関する事務。国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金に関する事務
高橋 範慶	銭谷 純一	市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。松原簡易郵便局の市税、国民健康保険税等の収納に関する事務。国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金に関する事務
高橋 範慶	戸嶋 聖樹	市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。松原簡易郵便局の市税、国民健康保険税等の収納に関する事務。国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金に関する事務
松木 仁	石川 雅樹	計量検査手数料の収納に関する事務。市営墓地管理手数料の収納に関する事務。市営墓地使用許可証の再交付手数料の収納に関する事務
松木 仁	高山 和治	計量検査手数料の収納に関する事務。市営墓地管理手数料の収納に関する事務。市営墓地使用許可証の再交付手数料の収納に関する事務
松木 仁	吉田 伸宏	市営墓地管理手数料の収納に関する事務。市営墓地使用許可証の再交付手数料の収納に関する事務
松木 仁	菅生 健一	市営墓地管理手数料の収納に関する事務。市営墓地使用許可証の再交付手数料の収納に関する事務
松木 仁	平川 文晴	市営墓地管理手数料の収納に関する事務。市営墓地使用許可証の再交付手数料の収納に関する事務
石川 真	加藤 芳夫	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。国民健康保険診療報酬の不当利得および第三者行為に係る収入金の収納に関する事務
石川 真	鈴木 光	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。国民健康保険診療報酬の不当利得および第三者行為に係る収入金の収納に関する事務
石川 真	服部 芳久	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。国民健康保険診療報酬の不当利得および第三者行為に係る収入金の収納に関する事務
石川 真	菅原文子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。国民健康保険診療報酬の不当利得および第三者行為に係る収入金の収納に関する事務
石川 真	佐々木 一	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。国民健康保険診療報酬の不当利得および第三者行為に係る収入金の収納に関する事務

石川 真	宇佐美 元 気	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務
石川 真	石井 公 子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
石川 真	伊藤 幸 子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
石川 真	伊藤 智 子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
石川 真	大野 千恵子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
石川 真	佐賀 雅 子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
石川 真	佐藤 滋 子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
石川 真	塩田 いく子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
石川 真	竹内 紀 子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
石川 真	長谷川 順 子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
石川 真	山崎 裕 子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
石川 真	嵯峨 昌 美	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
石川 真	鈴木 智 子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務

石川 真	仁村 和彦	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
北橋 洋悦	佐々木 廣次	本市において徴収すべき後期高齢者医療保険料およびこれらに附帯する収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣り銭の出納保管その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
北橋 洋悦	佐藤 喜代隆	本市において徴収すべき後期高齢者医療保険料およびこれらに附帯する収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣り銭の出納保管その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
北橋 洋悦	三浦 善人	本市において徴収すべき後期高齢者医療保険料およびこれらに附帯する収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣り銭の出納保管その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
北橋 洋悦	伊藤 達矢	本市において徴収すべき後期高齢者医療保険料およびこれらに附帯する収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣り銭の出納保管その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
北橋 洋悦	齋藤 ひかる	本市において徴収すべき後期高齢者医療保険料およびこれらに附帯する収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣り銭の出納保管その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
北橋 洋悦	安杖 悟	本市において徴収すべき後期高齢者医療保険料およびこれらに附帯する収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣り銭の出納保管その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
北橋 洋悦	菅原 篤子	本市において徴収すべき後期高齢者医療保険料およびこれらに附帯する収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣り銭の出納保管その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
北橋 洋悦	佐々木 修宏	本市において徴収すべき後期高齢者医療保険料およびこれらに附帯する収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣り銭の出納保管その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
北橋 洋悦	小玉 翼	本市において徴収すべき後期高齢者医療保険料およびこれらに附帯する収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣り銭の出納保管その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
北橋 洋悦	加藤 幸人	本市において徴収すべき後期高齢者医療保険料およびこれらに附帯する収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣り銭の出納保管その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
佐藤 修	相原 憲男	浜田簡易郵便局における税、手数料、使用料その他の市の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返納金の収納に関する事務
佐々木 吉丸	永田 智	災害援護資金貸付金元利収入の収納に関する事務
新田 行平	渡部 厚子	福祉医療費の第三者行為、不当利得、不正利得および高額療養費の収納に関する事務
新田 行平	松橋 寛則	身体障害者、知的障害者保護費負担金の収納に関する事務
新田 行平	佐々木 和寛	心身障害者居室整備資金貸付元利金の収納に関する事務
黒沢 光伸	佐藤 彰倫	母子寡婦家庭住宅整備資金貸付元利金および母子寡婦福祉資金貸付元利金の収納に関する事務
黒沢 光伸	仙北屋 一紀	母子寡婦家庭住宅整備資金貸付元利金および母子寡婦福祉資金貸付元利金の収納に関する事務
黒沢 光伸	保坂 泰葉	保育料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務
黒沢 光伸	吉田 典雄	土崎ポートハイムの公衆電話使用料、洗濯機使用料および光熱水費の収納に関する事務
黒沢 光伸	石川 祐子	川口保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒沢 光伸	加賀谷 節子	川口保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒沢 光伸	飯塚 春美	土崎保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒沢 光伸	後藤 節子	土崎保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒沢 光伸	田山 恵子	土崎保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒沢 光伸	遠藤 洋子	保戸野保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒沢 光伸	佐々木 勢紀子	保戸野保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒沢 光伸	伊東 美樹子	手形第一保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関する事務

黒 沢 光 伸	佐 藤 圭 子	手形第一保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	田 仲 あつ子	川尻保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	筒 井 由起子	川尻保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	佐 藤 光 子	牛島保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	伊 藤 由紀代	牛島保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	川 口 千加子	港北保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	津 田 徹	港北保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	片 倉 倫 子	泉保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	佐々木 牧 子	泉保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	宮 崎 まち子	泉保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	三 浦 厚 子	寺内保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	組 谷 節 子	寺内保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	三 浦 美恵子	寺内保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	泉 清 子	河辺中央保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	豊 島 りり子	河辺中央保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	菊 地 久 子	岩見三内保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	佐 藤 陽 子	岩見三内保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	藤 田 静 子	戸島保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	土 田 芳 子	戸島保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	小野寺 輝 子	新波保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	横 田 孝 子	新波保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	組 谷 良 子	川添保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	佐 藤 みき子	川添保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	伊 藤 フミ子	雄和中央保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	工 藤 美 嘉	雄和中央保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	北 島 学	保育料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務
黒 沢 光 伸	佐々木 保	保育料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務
黒 沢 光 伸	吉 田 涉	保育料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務
黒 沢 光 伸	名古屋 晃	保育料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務
黒 沢 光 伸	鎌 田 美 穂	保育料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務
黒 沢 光 伸	進 藤 聡 彦	保育料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務
黒 沢 光 伸	新 野 史 織	保育料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務
黒 沢 光 伸	小 玉 研 一	保育料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務
黒 沢 光 伸	佐 藤 和 人	保育料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務
黒 沢 光 伸	佐 藤 高 司	保育料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務
黒 沢 光 伸	柴 田 蘭	保育料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務
黒 沢 光 伸	村 越 鐘 子	保育料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務
小 松 茂 美	笠 井 いずみ	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務
小 松 茂 美	澤田石 真	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務
小 松 茂 美	高 橋 春 哉	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務
小 松 茂 美	堀 慶一郎	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務
小 松 茂 美	鎌 田 裕	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務
小 松 茂 美	坂 口 真 人	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務

小松茂美	太田竜彦	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務
小松茂美	前田智久	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務
小松茂美	松浦康樹	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務
小松茂美	田口倫子	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務
小松茂美	長谷川里美	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務
小松茂美	木曾智裕	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務
小松茂美	佐々木恒英	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務
小松茂美	伊藤朋幸	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務
小松茂美	保坂はま子	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務
小松茂美	渡会美智子	老人保護費負担金の収納に関する事務。生活支援ハウス利用収入の収納に関する事務
小松茂美	滝田綾子	高齢者住宅整備資金貸付元利金の収納に関する事務。介護者激励金返還金の収入に関する事務
小松茂美	伊藤和子	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務
高橋朝夫	田近憲一	食鳥処理事業の申請手数料に関する事務
須藤智明	工藤一権	ごみ処理手数料、廃棄物処理業等手数料、個別排水処理使用料、電話料およびこれらに付帯する収入金の収納に関する事務
須藤智明	鎌田潔	ごみ処理手数料、廃棄物処理業等手数料、個別排水処理使用料、電話料およびこれらに付帯する収入金の収納に関する事務
須藤智明	佐藤貴之	ごみ処理手数料、廃棄物処理業等手数料、個別排水処理使用料、電話料およびこれらに付帯する収入金の収納に関する事務
桑村吉明	大澤義人	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務
桑村吉明	藤田芳幸	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務
桑村吉明	船木勇一	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務
桑村吉明	沼倉廣三	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務
伊藤吉治	沖隆志	農林総務課における諸証明手数料の収納に関する事務。農業集落排水使用料および農業集落排水事業費分担金の収納に関する事務。農林水産施設の使用料の収納に関する事務
伊藤吉治	齋藤正美	農林総務課における諸証明手数料の収納に関する事務。農業集落排水使用料および農業集落排水事業費分担金の収納に関する事務。農林水産施設の使用料の収納に関する事務
伊藤吉治	小野寺晃	農林総務課における諸証明手数料の収納に関する事務。農業集落排水使用料および農業集落排水事業費分担金の収納に関する事務。農林水産施設の使用料の収納に関する事務
伊藤吉治	池田義高	農林総務課における諸証明手数料の収納に関する事務。農業集落排水使用料および農業集落排水事業費分担金の収納に関する事務。農林水産施設の使用料の収納に関する事務
石塚鈴雄	石澤盛一	住宅使用料、分譲住宅敷地転賃料、駐車場使用料、諸証明手数料の収納に関する事務
石塚鈴雄	伊藤清弥	住宅使用料、分譲住宅敷地転賃料、駐車場使用料、諸証明手数料の収納に関する事務

石塚 鈴雄	富 樫 親	住宅使用料、分譲住宅敷地転貸料、駐車場使用料、諸証明手数料の収納に関する事務
石塚 鈴雄	八 柳 泰 輔	住宅使用料、分譲住宅敷地転貸料、駐車場使用料、諸証明手数料の収納に関する事務
石塚 鈴雄	守 屋 直 子	住宅使用料、分譲住宅敷地転貸料、駐車場使用料、諸証明手数料の収納に関する事務
石塚 鈴雄	柳 原 一 彦	住宅使用料、分譲住宅敷地転貸料、駐車場使用料、諸証明手数料の収納に関する事務
石塚 鈴雄	安 田 一 男	住宅使用料、分譲住宅敷地転貸料、駐車場使用料、諸証明手数料の収納に関する事務
石塚 鈴雄	船 木 広 喜	住宅使用料、分譲住宅敷地転貸料、駐車場使用料、諸証明手数料の収納に関する事務
石塚 鈴雄	田 口 泉 市	住宅使用料、分譲住宅敷地転貸料、駐車場使用料、諸証明手数料の収納に関する事務
工 藤 松 雄	佐 藤 幸 子	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。河辺地域活動センターにおいて取り扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
工 藤 松 雄	仲 鉢 誠	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。河辺地域活動センターにおいて取り扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
工 藤 松 雄	佐 藤 明紀子	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。河辺地域活動センターにおいて取り扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
工 藤 松 雄	金 次 男	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
工 藤 松 雄	池 田 誠	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
工 藤 松 雄	進 藤 秀 磨	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
工 藤 松 雄	大 和 良 志	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
工 藤 松 雄	清 水 直 子	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
工 藤 松 雄	三 浦 裕芽子	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
工 藤 松 雄	大 山 由紀子	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
工 藤 松 雄	稲 垣 和 春	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
工 藤 松 雄	佐 藤 瑞 子	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
工 藤 松 雄	佐々木 裕香子	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
工 藤 松 雄	野 中 智 美	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
工 藤 松 雄	石 塚 三 和	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
工 藤 松 雄	熊 谷 直 正	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
工 藤 松 雄	小野寺 裕 子	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
工 藤 松 雄	佐 藤 恵美子	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
工 藤 松 雄	鈴 木 喜 隆	河辺市民センターにおいて取り扱う使用料の収納に関する事務。河辺地域活動センターにおいて取り扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
工 藤 松 雄	柳 博 光	河辺市民センターにおいて取り扱う使用料の収納に関する事務。河辺地域活動センターにおいて取り扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
石 黒 和 雄	佐 藤 栄 保	雄和市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。雄和地域活動センターにおいて取り扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務

石 黒 和 雄	佐 川 成 人	雄和市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。雄和地域活動センターにおいて取り扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
石 黒 和 雄	佐 藤 三 歩	雄和市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。雄和地域活動センターにおいて取り扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
石 黒 和 雄	七 尾 宗 弘	雄和地域活動センターにおいて取り扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。公衆電話使用料の収納に関する事務
石 黒 和 雄	黒 崎 博 正	雄和地域活動センターにおいて取り扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。公衆電話使用料の収納に関する事務
石 黒 和 雄	加 藤 幹 雄	雄和市民センターにおいて取り扱う各種証明書交付手数料および市税等の収納に関する事務。標識弁償金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
石 黒 和 雄	伊 藤 勉	雄和市民センターにおいて取り扱う各種証明書交付手数料および市税等の収納に関する事務。標識弁償金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
石 黒 和 雄	大 嶋 一 洋	雄和市民センターにおいて取り扱う各種証明書交付手数料および市税等の収納に関する事務。標識弁償金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
石 黒 和 雄	佐々木 俊 樹	雄和市民センターにおいて取り扱う各種証明書交付手数料および市税等の収納に関する事務。標識弁償金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
石 黒 和 雄	小 番 貢	雄和市民センターにおいて取り扱う各種証明書交付手数料および市税等の収納に関する事務。標識弁償金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
石 黒 和 雄	佐々木 由紀子	戸籍諸手数料、住民基本台帳関係諸手数料、印鑑証明手数料、印鑑登録証交付手数料、自動車臨時運行許可手数料、電子証明書発行手数料その他諸証明手数料の収納に関する事務。前納に係る斎場使用料の収納に関する事務。郵便請求による金券の収納に関する事務。国民健康保険税の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
石 黒 和 雄	大 宮 浩 樹	自動車臨時運行許可手数料その他諸証明手数料の収納に関する事務。前納に係る斎場使用料の収納に関する事務。粗大ごみ収集運搬手数料の収納および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
石 黒 和 雄	小 玉 泰 征	国民健康保険税、自動車臨時運行許可手数料その他諸証明手数料の収納に関する事務。前納に係る斎場使用料の収納に関する事務。粗大ごみ収集運搬手数料の収納および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
石 黒 和 雄	東海林 裕美子	国民健康保険税、自動車臨時運行許可手数料その他諸証明手数料の収納に関する事務。前納に係る斎場使用料の収納に関する事務。粗大ごみ収集運搬手数料の収納および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
石 黒 和 雄	加 藤 ゆみ子	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。公立保育所保護費負担金、延長保育利用収入、一時保育利用収入の収納に関する事務。犬の登録手数料等の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
石 黒 和 雄	名古屋 奈緒子	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。公立保育所保護費負担金、延長保育利用収入、一時保育利用収入の収納に関する事務。犬の登録手数料等の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
石 黒 和 雄	伊 藤 主	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。公立保育所保護費負担金、延長保育利用収入、一時保育利用収入の収納に関する事務。犬の登録手数料等の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
石 黒 和 雄	池 田 義 高	農業集落排水事業費分担金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
石 黒 和 雄	加賀谷 富喜子	農業集落排水事業費分担金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
石 黒 和 雄	佐 藤 和 也	都市計画図等売払収入に関する事務。諸証明手数料の収納に関する事務
石 黒 和 雄	加 藤 秀 夫	都市計画図等売払収入に関する事務。諸証明手数料の収納に関する事務
石 黒 和 雄	佐 藤 長 雄	前納に係る斎場使用料の収納に関する事務。雄和地域活動センターに係る使用料等の収納に関する事務
石 黒 和 雄	鎌 田 藤 夫	前納に係る斎場使用料の収納に関する事務。雄和地域活動センターに係る使用料等の収納に関する事務
高 橋 勇	金 久美子	農業手数料、諸証明手数料の収納に関する事務
高 橋 勇	佐々木 聡	農業手数料、諸証明手数料の収納に関する事務
高 橋 勇	齊藤 又右衛門	農業手数料、諸証明手数料の収納に関する事務
高 橋 勇	加賀谷 富喜子	農業手数料、諸証明手数料の収納に関する事務

加賀谷	誠	田 口 美喜利	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	金 子 一 典	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	廣 田 らん子	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	伊 藤 史	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	伊 藤 毅	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	嵯 峨 敏 夫	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	池 田 幹 雄	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	千 葉 誠	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	池 田 博 志	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	佐 渡 良 二	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	桐 田 静 人	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	渡 辺 学	八橋運動公園内の施設および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	笹 渕 大 志	八橋運動公園内の施設および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	松 本 麻 莉	八橋運動公園内の施設および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	相 原 靖	八橋運動公園内の施設および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	西 村 恵美子	八橋運動公園内の施設および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	田 口 捷 悦	勝平ゲートボール場・勝平市民グラウンド使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	佐々木 紀 一	勝平ゲートボール場・勝平市民グラウンド使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	秋 由 勲	勝平ゲートボール場・勝平市民グラウンド使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	伊 吹 正	勝平ゲートボール場・勝平市民グラウンド使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	三 枝 由 夫	光沼アリーナ使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	佐々木 哲 夫	光沼アリーナ使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	富 谷 慶 輔	光沼アリーナ使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	中 田 信 夫	光沼アリーナ使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	佐 藤 茂 子	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	木 村 功	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	藤 原 俊 満	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	金 道 雄	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	伊 藤 寿 雄	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	鈴 木 富三夫	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	菅 野 一 吉	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	菅 野 靖 雄	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。雄和B & G 海洋センターの使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	神 田 正 光	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	熊 谷 忠	スポパークかわべ使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	石 塚 幸 子	スポパークかわべ使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	小 熊 光 弘	市立体育館および附属地の使用料ならびに公衆電話使用料の収納に関する事務。市営運動場、運動公園内施設等の使用料および八橋運動公園附属地使用料の収納に関する事務。市営運動場、八橋運動公園内施設の公衆電話使用料の収納に関する事務。雄和B & G 海洋センターの使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務
石郷岡	誠 一	西 谷 隆	河辺農林漁業資料館観覧料、雄和ふるさとセンター談話室使用料の収納事務。つり銭の出納保管に関する事務
石郷岡	誠 一	進 藤 靖	河辺農林漁業資料館観覧料、雄和ふるさとセンター談話室使用料の収納事務。つり銭の出納保管に関する事務
石郷岡	誠 一	鈴 木 鉄 雄	河辺農林漁業資料館観覧料、雄和ふるさとセンター談話室使用料の収納事務。つり銭の出納保管に関する事務
石郷岡	誠 一	加 藤 志美雄	河辺農林漁業資料館観覧料、雄和ふるさとセンター談話室使用料の収納事務。つり銭の出納保管に関する事務
石郷岡	誠 一	佐々木 清 美	河辺農林漁業資料館観覧料の収納事務。つり銭の出納保管に関する事務
石郷岡	誠 一	佐 藤 勝 子	河辺農林漁業資料館観覧料の収納事務。つり銭の出納保管に関する事務
木 村 裕		中 田 好 彦	赤れんが郷土館観覧料、敷地使用料、図録頒布収入、公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
木 村 裕		眞井田 宏 彰	赤れんが郷土館観覧料、敷地使用料、図録頒布収入、公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務

木 村 裕	米 澤 幸 子	赤れんが郷土館観覧料、敷地使用料、図録頒布収入、公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
田 口 清 昭	中 田 好 彦	民俗芸能伝承館観覧料・使用料、旧金子家住宅使用料、敷地使用料、図書頒布収入、公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
田 口 清 昭	進 藤 満 雄	民俗芸能伝承館観覧料・使用料、旧金子家住宅使用料、敷地使用料、図書頒布収入、公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
田 口 清 昭	保 坂 喜 代 治	民俗芸能伝承館観覧料・使用料、旧金子家住宅使用料、敷地使用料、図書頒布収入、公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
日 野 久	鈴 木 義 春	久保田城御隅櫓の観覧料の収納に関する事務。図録等頒布収入、望遠鏡利用収入の収納に関する事務。電話利用収入の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
日 野 久	遠 藤 勇 司	久保田城御隅櫓の観覧料の収納に関する事務。図録等頒布収入、望遠鏡利用収入の収納に関する事務。電話利用収入の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
日 野 久	加 藤 金 治	久保田城御隅櫓の観覧料の収納に関する事務。図録等頒布収入、望遠鏡利用収入の収納に関する事務。電話利用収入の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
日 野 久	高 橋 文 夫	旧黒澤家住宅の観覧料の収納に関する事務。図録等頒布収入の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
日 野 久	田 代 健 作	旧黒澤家住宅の観覧料の収納に関する事務。図録等頒布収入の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
日 野 久	湯 田 勝 男	佐竹史料館、久保田城御隅櫓、旧黒澤家住宅の観覧料の収納に関する事務。図録頒布等収入、望遠鏡利用収入の収納に関する事務

秋田市告示第80号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市食肉衛生検査所のと畜検査手数料およびと畜検査等証明書交付手数料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年4月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 受託者の住所および氏名
秋田市河辺神内字堂坂2番地1
株式会社秋田県食肉流通公社
代表取締役社長 田 森 洋 道

秋田市告示第81号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、チャレンジオフィスあきた施設使用料徴収業務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年4月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 受託者の住所および氏名
秋田市土崎港西三丁目9番15号
株式会社インフォメーションプラザ秋田
代表取締役社長 佐 藤 正 敏

秋田市告示第84号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市雄和観光交流館使用料徴収業務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年4月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 受託者の住所および氏名ならびに委託期間
秋田市雄和妙法字糠塚1番地1
株式会社雄和振興公社
代表取締役 伊 藤 憲 一

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

秋田市告示第85号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市雄和ふるさと温泉供給施設使用料徴収業務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年4月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 受託者の住所および氏名ならびに委託期間
秋田市雄和妙法字糠塚1番地1
株式会社雄和振興公社
代表取締役 伊 藤 憲 一
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

秋田市告示第86号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理手数料の収納事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年4月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 受託人の住所および氏名
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1
財団法人秋田市総合振興公社
理事長 佐 藤 英 實

秋田市告示第87号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、市立夜間休日応急診療所における使用料および手数料の徴収、収納業務を次の者に委任したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年4月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 受託者の住所および氏名
秋田市八橋南一丁目8番5号

社団法人 秋田市医師会
会長 福 島 幸 隆

会長 砂 原 和 文

秋田市告示第88号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市保健所取扱い手数料の徴収、収納業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年4月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の住所および氏名

秋田市八橋南一丁目8番3号
秋田食品衛生協会
会長 横 谷 貞 二

秋田市告示第91号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市雄和地域活動センター施設使用料等徴収業務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年4月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の住所および氏名

秋田市河辺和田字高屋敷82-1
東北ビル管財株式会社 秋田営業所
所長 石 塚 正 喜

秋田市告示第89号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、犬の登録手数料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年4月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の住所および氏名

秋田市中通六丁目7番9号
社団法人 秋田県獣医師会
会長 砂 原 和 文

秋田市告示第92号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市河辺地域活動センター施設使用料等徴収業務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年4月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の住所および氏名

秋田市東通仲町20番16号
株式会社エイビック
代表取締役 布 施 隆 久

秋田市告示第90号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年4月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の住所および氏名

秋田市中通六丁目7番9号
社団法人 秋田県獣医師会

秋田市告示第93号

市道路線の供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

秋田市道路管理者
秋田市長 佐 竹 敬 久

1 道路の供用開始の区域

整理番号	路線名	供用開始区間
1077	新都市大通線	秋田市御所野堤台一丁目6番1地先 秋田市御所野堤台一丁目6番1地先
1078	御所野上北手線	秋田市御所野堤台一丁目5番6地先 秋田市御所野堤台一丁目5番3地先

2 供用開始の期日

平成20年4月2日

平成20年4月1日

秋田市道路管理者

3 縦覧期間

平成20年4月1日から
平成20年4月15日まで

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第94号

市道路線の供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

1 道路の供用開始の区域

整理番号	路線名	供用開始区域
70587	堤台一丁目4号線	秋田市御所野堤台一丁目6番1地先 秋田市御所野堤台一丁目5番3地先
70588	堤台一丁目5号線	秋田市御所野堤台一丁目6番1地先 秋田市御所野堤台一丁目25番地先

2 供用開始の期日

平成20年4月2日

3 縦覧期間

平成20年4月1日から
平成20年4月15日まで

東京都町田市原町田一丁目10番15号	株式会社有隣堂 町田外商課課長 佐藤 芳孝
東京都千代田区猿楽町一丁目7番1号 高橋ビル1階	有限会社六一書房 代表取締役 八木 環一
秋田市山王四丁目1番1号	有限会社太田書店 代表取締役 太田 盟子

秋田市告示第95号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市勤労者総合福祉センターにおいての住民票等手数料徴収業務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年4月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 受託者の住所および氏名

秋田市御所野地蔵田三丁目1番1号
財団法人 秋田市勤労者福祉振興協会
理事長 小 国 裕 実

秋田市告示第97号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田港振興センター施設使用料の収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年4月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 受託人の住所および氏名

秋田市土崎港西一丁目10番45号
秋田県貿易株式会社
代表取締役社長 嶋 田 康 子

秋田市告示第96号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市史の販売および販売に係る収入金の収納事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年4月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市千秋城下町6番1号	株式会社加賀谷書店 代表取締役 加賀谷 龍二
秋田市土崎港中央一丁目16番37号	株式会社かねこ書店 代表取締役 金子 忠蔵
秋田市卸町三丁目7番2号	秋田協同書籍株式会社 取締役社長 柳原 良秋
秋田市南通みその町3番50号	成見書店 成見 良一
秋田市牛島東五丁目2番35号	佐藤書店 佐藤 金義
秋田市土崎港中央七丁目6番36号	まるに書店 新納 尹彦
秋田市手形字西谷地149番地5	さとう書房 佐藤 信雄
秋田市旭南一丁目6番5号	海青舎代表 三浦 正宏
由利本荘市岩谷町字日渡167番地	株式会社高橋本店 代表取締役 高橋 喜一郎
能代市島町7番31号	合資会社一長堂 代表社員 嶋田 マサ

秋田市告示第98号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成20年4月8日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

- ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 34台
- イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 12台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成20年3月16日から平成20年3月31日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成20年4月22日から平成20年10月22日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属す

る。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第99号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員より再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成20年4月11日

秋田市長 佐 竹 敬 久

出納員から現金取扱員への再委任

委任する 出納員	委任を受ける 現金取扱員	委任事務
伊藤 吉治	池田 義高	農林総務課における諸証明 手数料の収納に関する事務。 農業集落排水使用料および 農業集落排水事業費分担金 の収納に関する事務。

1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

(1) 担当する医療の種類：薬局

指定年月日 および指定番号	名 称	所 在 地	開 設 者	指定取消し年月日 およびその理由
平成18年12月1日 第115号	株式会社祥ドリー ムソニック薬局	秋田市御所野地蔵田 四丁目10番1号	株式会社祥ドリームソニック薬局 代表取締役 平井 詳子	平成20年3月31日 廃止

秋田市告示第102号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成20年4月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 変更があった認可地縁団体の名称

秋田市御所野元町四丁目町内会

2 認可年月日

平成4年3月27日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名および住所

変更前 佐々木 勇

秋田市御所野元町四丁目9番29号

変更後 京 野 進

秋田市御所野元町四丁目1番4号

4 変更年月日

平成20年3月16日

5 変更の理由

役員改選による。

秋田市告示第103号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自

農林水産施設の使用料の収
納に関する事務。

秋田市告示第100号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年4月11日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成19年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第101号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり取消したので、同法第69条の規定により告示する。

平成20年4月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成20年4月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 27台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 10台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成20年4月1日から平成20年4月15日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成20年5月6日から平成20年11月6日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

- 4 問い合わせ先
 秋田市山王一丁目1番1号
 秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035
 秋田市東通仲町4番3号
 秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第104号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定に基づき、平成20年度の地籍調査事業を実施するので、告示する。

平成20年4月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 事業計画が告示された年月日
 平成20年4月22日
- 2 調査を実施するものの名称
 秋田市長 佐 竹 敬 久
- 3 調査地域
 平成19年度調査分（地積測定・地籍簿および原図作成）
 秋田市雄和平尾鳥字馬落、蒲田、野田、中山の全部
 秋田市雄和平尾鳥字築場の一部
 平成20年度調査分（現地一筆地調査）
 秋田市雄和平尾鳥字森ノ前、西ノ沢の全部
 秋田市雄和平尾鳥字築場、善知鳥の一部
- 4 調査期間
 平成20年4月24日から平成21年3月31日まで

秋田市告示第105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成20年4月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
 南台町内会
- 2 認可年月日
 平成12年4月10日
- 3 変更があった事項およびその内容
 区域
 変更前 本会の区域は、河辺町和田字式田（一部）、松瀨字東沢（一部）までの区域とする。
 変更後 本会の区域は、秋田市河辺和田字式田364番地から420番地までおよび同市河辺松瀨字東沢の区域とする。
- 事務所
 変更前 河辺郡河辺町和田字式田379番地
 変更後 秋田市河辺和田字式田379番地
- 代表者の住所
 変更前 河辺郡河辺町和田字式田379番地
 変更後 秋田市河辺和田字式田379番地
- 4 変更の理由
 住所等の表示の変更による。

秋田市告示第106号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規

定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成20年4月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
 (1) 担当する医療の種類：薬局

名 称	所 在 地	指 定 年月日
有 限 会 社 緑ヶ丘薬局	秋田市飯島緑丘町2番32号	平成20年 5月1日

教 委 告 示

秋田市教委告示第7号

平成20年4月4日午後2時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成20年4月3日

秋田市教育委員会

委員長 齊 藤 宣 子

付議案件

- 1 平成20年度秋田市の教育について
 2 職員の任命について承認を求める件

選 管 告 示

秋市選管告示第11号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定により、投票区の区域の一部を次のとおり変更したので、同条第3項の規定により告示する。

平成20年4月4日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

投 票 区	区 域
秋田市第62投票区 (飯島コミセン)	○飯島道東一丁目1番から9番を加える。
秋田市第63投票区 (飯島小学校)	○飯島道東一丁目1番から9番を除く。
秋田市第84投票区 (桜小学校)	○下北手梨平字袖ヶ沢を加える。

秋市選管告示第12号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第6条第1項の規定に基づき、雄和中央土地改良区総代の任期満了による総選挙を次のとおり行うことと定めたので、同条第3項および第4項の規定により告示する。

平成20年4月14日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 選挙の期日 平成20年4月21日
 2 投票の時間 午前9時から午後3時まで
 3 選挙区および選挙すべき総代の数
 第1選挙区 15人

第2選挙区 7人
第3選挙区 10人

秋市選管告示第13号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第1項、第3項および第5項の規定に基づき、平成20年4月21日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙における選挙長および選挙長職務代理人ならびに選挙立会人を次のとおり選任したので、同施行令第8条第7項の規定により、その住所および氏名を告示する。

平成20年4月14日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

雄和中央土地改良区総代の総選挙
選挙長・同職務代理人・選挙立会人一覧表

選挙区	区 分	住 所	氏 名
第 1 選挙区	選挙長	秋田市雄和女米木字長面15番地	安 藤 一 郎
	職務代理人	秋田市雄和相川字台林31番地	渡 辺 一 孝
	選挙立会人	秋田市雄和相川字高野143番地	伊 藤 錚 悦
	選挙立会人	秋田市雄和相川字高野138番地	伊 藤 邦 夫
	選挙長	秋田市雄和種沢字岩瀬51番地	伊 藤 善 勇

第1選挙区

受付番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性 別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成20年4月14日	長谷部 輝 男	男	秋田市雄和女米木字長面46番地	昭和16年6月18日	農 業
2	平成20年4月14日	安 藤 悦 朗	男	秋田市雄和女米木字宝生口184番地	昭和24年6月10日	農 業
3	平成20年4月14日	伊 藤 敏 一	男	秋田市雄和相川字高野15番地1	昭和29年4月26日	会 社 員
4	平成20年4月14日	皆 川 春 和	男	秋田市雄和相川字高野231番地	昭和24年2月2日	農 業
5	平成20年4月14日	佐々木 久 義	男	秋田市雄和戸賀沢字御江田45番地	昭和26年3月25日	農 業
6	平成20年4月14日	石 井 和 夫	男	秋田市雄和戸賀沢字御江田26番地	昭和16年9月7日	農 業
7	平成20年4月14日	長谷部 信 男	男	秋田市雄和相川字下野498番地4	昭和26年5月7日	農 業
8	平成20年4月14日	加 藤 春 彦	男	秋田市雄和相川字下野472番地3	昭和29年2月4日	農 業
9	平成20年4月14日	加 藤 徳 義	男	秋田市雄和相川字銅屋277番地1	昭和25年7月14日	農 業
10	平成20年4月14日	金 専 太 郎	男	秋田市雄和相川字銅屋262番地1	昭和25年3月17日	農 業
11	平成20年4月14日	皆 川 一 彦	男	秋田市雄和相川字高野309番地	昭和29年7月31日	会 社 員
12	平成20年4月14日	秋 元 勝	男	秋田市雄和相川字銅屋257番地	昭和34年9月9日	自 営 業
13	平成20年4月14日	伊 藤 悟	男	秋田市雄和相川字銅屋106番地	昭和32年6月30日	農 業

第 2 選挙区	職務代理人	秋田市雄和平尾鳥字野田87番地4	齊 藤 和 夫
	選挙立会人	秋田市雄和種沢字戸草沢151番地	鈴 木 卓 見
	選挙立会人	秋田市雄和平尾鳥字中田6番地1	進 藤 茂
第 3 選挙区	選挙長	秋田市雄和下黒瀬字町屋敷93番地1	伊 藤 恒 宣
	職務代理人	秋田市雄和椿川字中村71番地	山 内 善 美
	選挙立会人	秋田市雄和石田字前田105番地1	伊 藤 隆 栄
	選挙立会人	秋田市雄和下黒瀬字白根沢293番地	堀 井 久 悦

秋市選管告示第14号

平成20年4月21日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙において、当選した者の氏名および住所は次のとおりであるので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第21条第2項の規定により告示する。

平成20年4月22日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

14	平成20年 4月14日	金 昭 弘	男	秋田市雄和相川字銅屋176番地	昭和31年 7月16日	農 業
15	平成20年 4月14日	長谷部 君 夫	男	秋田市雄和女米木字猫沢185番地	昭和17年 2月26日	農 業

第2 選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成20年 4月14日	佐 藤 政 光	男	秋田市雄和種沢字館ヶ沢58番地	昭和25年 2月19日	農 業
2	平成20年 4月14日	竹 下 敏 夫	男	秋田市雄和平尾鳥字竹ノ花165番地	昭和31年 5月 7日	団 体 職 員
3	平成20年 4月14日	斉 藤 励	男	秋田市雄和平尾鳥字下野175番地	昭和32年 4月29日	会 社 員
4	平成20年 4月14日	齊 藤 良 行	男	秋田市雄和種沢字前田 8 番地	昭和24年 1月 1日	農 業
5	平成20年 4月14日	古 屋 義 光	男	秋田市雄和種沢字戸草沢156番地	昭和26年 6月 5日	会 社 員
6	平成20年 4月14日	酒 井 慶 一	男	秋田市雄和平尾鳥字中村83番地 1	昭和31年 5月29日	農 業
7	平成20年 4月14日	角 田 金 一	男	秋田市雄和平尾鳥字中山51番地 1	昭和18年 5月 6日	農 業

第3 選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成20年 4月14日	佐 藤 雅 司	男	秋田市下浜檜田字上野44番地	昭和30年 3月 4日	農 業
2	平成20年 4月14日	牧 野 誠	男	秋田市雄和平沢字大部38番地	昭和26年 8月20日	農 業
3	平成20年 4月14日	伊 藤 信 雄	男	秋田市雄和平沢字水沢73番地	昭和21年12月15日	会 社 員
4	平成20年 4月14日	齊 藤 廣 治	男	秋田市雄和平沢字舟津田19番地	昭和24年 3月 5日	自 営 業
5	平成20年 4月14日	佐 藤 雅 久	男	秋田市雄和下黒瀬字町屋敷107番地	昭和19年 1月 8日	農 業
6	平成20年 4月14日	小助川 一 憲	男	秋田市雄和下黒瀬字町屋敷130番地	昭和24年 6月 2日	農 業
7	平成20年 4月14日	池 田 吉 正	男	秋田市雄和下黒瀬字湯野目221番地	昭和23年 2月27日	農 業
8	平成20年 4月14日	佐 藤 寿 雄	男	秋田市雄和椿川字方福97番地	昭和30年 1月31日	農 業
9	平成20年 4月14日	山 内 隆 一	男	秋田市雄和椿川字奥椿岱27番地98	昭和27年 7月12日	農 業
10	平成20年 4月14日	佐 藤 金 雄	男	秋田市雄和石田字前田112番地	昭和17年 4月11日	農 業

委員長 古 谷 薫

秋市選管告示第15号

平成20年 4月21日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙において、当選人に当選証書を付与したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第22条第2項の規定により、当選人の氏名および住所を次のとおり告示する。

平成20年 4月22日

秋田市選挙管理委員会

第1選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成20年 4月14日	長谷部 輝 男	男	秋田市雄和女米木字長面46番地	昭和16年6月18日	農 業
2	平成20年 4月14日	安 藤 悦 朗	男	秋田市雄和女米木字宝生口184番地	昭和24年6月10日	農 業
3	平成20年 4月14日	伊 藤 敏 一	男	秋田市雄和相川字高野15番地1	昭和29年4月26日	会社員
4	平成20年 4月14日	皆 川 春 和	男	秋田市雄和相川字高野231番地	昭和24年2月2日	農 業
5	平成20年 4月14日	佐々木 久 義	男	秋田市雄和戸賀沢字御江田45番地	昭和26年3月25日	農 業
6	平成20年 4月14日	石 井 和 夫	男	秋田市雄和戸賀沢字御江田26番地	昭和16年9月7日	農 業
7	平成20年 4月14日	長谷部 信 男	男	秋田市雄和相川字下野498番地4	昭和26年5月7日	農 業
8	平成20年 4月14日	加 藤 春 彦	男	秋田市雄和相川字下野472番地3	昭和29年2月4日	農 業
9	平成20年 4月14日	加 藤 徳 義	男	秋田市雄和相川字銅屋277番地1	昭和25年7月14日	農 業
10	平成20年 4月14日	金 専太郎	男	秋田市雄和相川字銅屋262番地1	昭和25年3月17日	農 業
11	平成20年 4月14日	皆 川 一 彦	男	秋田市雄和相川字高野309番地	昭和29年7月31日	会社員
12	平成20年 4月14日	秋 元 勝	男	秋田市雄和相川字銅屋257番地	昭和34年9月9日	自営業
13	平成20年 4月14日	伊 藤 悟	男	秋田市雄和相川字銅屋106番地	昭和32年6月30日	農 業
14	平成20年 4月14日	金 昭 弘	男	秋田市雄和相川字銅屋176番地	昭和31年7月16日	農 業
15	平成20年 4月14日	長谷部 君 夫	男	秋田市雄和女米木字猫沢185番地	昭和17年2月26日	農 業

第2選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成20年 4月14日	佐 藤 政 光	男	秋田市雄和種沢字館ヶ沢58番地	昭和25年2月19日	農 業
2	平成20年 4月14日	竹 下 敏 夫	男	秋田市雄和平尾鳥字竹ノ花165番地	昭和31年5月7日	団 体 職 員
3	平成20年 4月14日	斉 藤 励	男	秋田市雄和平尾鳥字下野175番地	昭和32年4月29日	会社員
4	平成20年 4月14日	齊 藤 良 行	男	秋田市雄和種沢字前田8番地	昭和24年1月1日	農 業
5	平成20年 4月14日	古 屋 義 光	男	秋田市雄和種沢字戸草沢156番地	昭和26年6月5日	会社員
6	平成20年 4月14日	酒 井 慶 一	男	秋田市雄和平尾鳥字中村83番地1	昭和31年5月29日	農 業
7	平成20年 4月14日	角 田 金 一	男	秋田市雄和平尾鳥字中山51番地1	昭和18年5月6日	農 業

第3選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性 別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成20年 4月14日	佐 藤 雅 司	男	秋田市下浜栢田字上野44番地	昭和30年3月4日	農 業
2	平成20年 4月14日	牧 野 誠	男	秋田市雄和平沢字大部38番地	昭和26年8月20日	農 業
3	平成20年 4月14日	伊 藤 信 雄	男	秋田市雄和平沢字水沢73番地	昭和21年12月15日	会 社 員
4	平成20年 4月14日	齊 藤 廣 治	男	秋田市雄和平沢字舟津田19番地	昭和24年3月5日	自 営 業
5	平成20年 4月14日	佐 藤 雅 久	男	秋田市雄和下黒瀬字町屋敷107番地	昭和19年1月8日	農 業
6	平成20年 4月14日	小助川 一 憲	男	秋田市雄和下黒瀬字町屋敷130番地	昭和24年6月2日	農 業
7	平成20年 4月14日	池 田 吉 正	男	秋田市雄和下黒瀬字湯野目221番地	昭和23年2月27日	農 業
8	平成20年 4月14日	佐 藤 寿 雄	男	秋田市雄和椿川字方福97番地	昭和30年1月31日	農 業
9	平成20年 4月14日	山 内 隆 一	男	秋田市雄和椿川字奥椿岱27番地98	昭和27年7月12日	農 業
10	平成20年 4月14日	佐 藤 金 雄	男	秋田市雄和石田字前田112番地	昭和17年4月11日	農 業

農 委 告 示

秋田市農委告示第6号

平成20年4月17日午後2時 秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成20年4月10日

秋田市農業委員会会長 柏 谷 健 作

- 1 案 件 秋田市飯島字大袋188番地4 藤田和弘の農地法第3条の規定による許可申請に関する件 外19件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第25号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、秋田市上下水道事業に係る公金の徴収又は収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成20年4月1日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 収納事務を委託した者の住所および氏名
岐阜市日置江一丁目58番地
株式会社 電算システム
代表取締役 宮 地 正 直
- 2 委託した公金の収納事務の範囲
水道料金、小規模水道水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料および個別排水処理施設使用料のコンビニエンスストア収納事務
- 3 収納事務を委託した取扱店

ローソン、サークルKサンクス、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、セブン-イレブン、ファミリーマート、スリーエフ、a m / p m、コミュニティストア、ポプラ、セイコーマート（D S K 収納代行取扱表示のある店）、セーブオン、コストアの直営店および加盟店

4 委託年月日

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

秋田市上下水道局告示第26号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、秋田市上下水道事業に係る公金の徴収又は収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成20年4月1日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 受託者の住所および氏名
秋田市山王臨海町3番18号
秋田管工事業協同組合
理事長 太 田 光 重
- 2 委託した公金の徴収又は収納事務の範囲
水道メーター検針および料金精算業務
- 3 委託年月日
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

秋田市上下水道局告示第27号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、秋田市指定排水設備工事業者の廃止を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成20年4月1日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地
黒崎住建	黒崎 繁	秋田市雄和椿川字地張山58番地

2 廃止年月日

平成20年4月1日

秋田市上下水道局告示第28号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成20年4月1日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定給水装置工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
椿工業	田仲 均	秋田市雄和椿川字地張山58番地

2 指定年月日

平成20年4月1日

秋田市上下水道局告示第29号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成20年4月1日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
椿工業	田仲 均	秋田市雄和椿川字地張山58番地
株式会社柴田ボイラ工業	柴田 重雄	能代市扇田字四ツ屋25番地187

2 指定期間

平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

秋田市上下水道局告示第30号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成20年4月1日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
株式会社佐藤土建	佐藤 喜悦	由利本荘市肴町66番地の3

有限会社菊地住設	菊地 幸仁	大仙市四ツ屋字下古道103番地1
松田設備	松田 秀勝	秋田市河辺北野田高屋字神田244番地
佐々木水道	佐々木 勇	秋田市河辺北野田高屋字畑ノ沢40番地1
佐々木施設	佐々木 明	秋田市河辺北野田高屋字獅子岱40番地1

2 指定期間

平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

秋田市上下水道局告示第31号

次の下水道使用料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該下水道使用料督促状は、上下水道局普及促進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年4月11日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

下水道使用料督促状

秋田市上下水道局告示第32号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、秋田市指定排水設備工事業者の廃止を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成20年4月17日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地
エムサン施設有限公司	村上 春志	秋田県由利本荘市鳥海町伏見字山添60番地1

2 廃止年月日

平成20年4月17日

秋田市上下水道局告示第33号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の1の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成20年4月25日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
株式会社プロテック	川村 博行	秋田市保戸野原の町11番40号

2 指定年月日

平成20年4月25日

秋田市上下水道局告示第34号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成20年 4月25日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所在地
株式会社 プロテック	川村 博行	秋田市保戸野原の町11番40号

2 指定年月日

平成20年 4月25日

秋田市上下水道局告示第35号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の1の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成20年 4月28日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所在地
有限会社 TAGUCHI コーポレーション	田口 剛一	秋田市太平中関字寺中7番地

2 指定年月日

第1選挙区

受付番号	届出年月日	候補者氏名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成20年 4月14日	長谷部 輝 男	男	秋田市雄和女米木字長面46番地	昭和16年 6月18日	農 業
2	平成20年 4月14日	安 藤 悦 朗	男	秋田市雄和女米木字宝生口184番地	昭和24年 6月10日	農 業
3	平成20年 4月14日	伊 藤 敏 一	男	秋田市雄和相川字高野15番地 1	昭和29年 4月26日	会社員
4	平成20年 4月14日	皆 川 春 和	男	秋田市雄和相川字高野231番地	昭和24年 2月 2日	農 業
5	平成20年 4月14日	佐々木 久 義	男	秋田市雄和戸賀沢字御江田45番地	昭和26年 3月25日	農 業
6	平成20年 4月14日	石 井 和 夫	男	秋田市雄和戸賀沢字御江田26番地	昭和16年 9月 7日	農 業
7	平成20年 4月14日	長谷部 信 男	男	秋田市雄和相川字下野498番地 4	昭和26年 5月 7日	農 業
8	平成20年 4月14日	加 藤 春 彦	男	秋田市雄和相川字下野472番地 3	昭和29年 2月 4日	農 業
9	平成20年 4月14日	加 藤 徳 義	男	秋田市雄和相川字銅屋277番地 1	昭和25年 7月14日	農 業
10	平成20年 4月14日	金 専太郎	男	秋田市雄和相川字銅屋262番地 1	昭和25年 3月17日	農 業
11	平成20年 4月14日	皆 川 一 彦	男	秋田市雄和相川字高野309番地	昭和29年 7月31日	会社員

平成20年 4月28日

選 挙 長 告 示

選挙長告示第 1号

平成20年 4月21日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙における立候補の受付事務を行う場所および日時を次のとおり定めたので告示する。

平成20年 4月14日

雄和中央土地改良区総代総選挙

第1 選挙区選挙長 安 藤 一 郎

第2 選挙区選挙長 伊 藤 善 勇

第3 選挙区選挙長 伊 藤 恒 宣

1 場所 秋田市雄和妙法字上大部23番地

雄和中央土地改良区事務所

2 日時 平成20年 4月14日 午前 8時30分から午後 5時

平成20年 4月15日 午前 8時30分から午後 5時

選挙長告示第 2号

平成20年 4月21日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙において、次のとおり候補者の届出があったので、土地改良法施行令（昭和24年 8月 4日政令第295号）第17条の3第4項の規定により告示する。

平成20年 4月14日

雄和中央土地改良区総代総選挙

第1 選挙区選挙長 安 藤 一 郎

第2 選挙区選挙長 伊 藤 善 勇

第3 選挙区選挙長 伊 藤 恒 宣

12	平成20年 4月14日	秋 元 勝	男	秋田市雄和相川字銅屋257番地	昭和34年9月9日	自営業
13	平成20年 4月14日	伊 藤 悟	男	秋田市雄和相川字銅屋106番地	昭和32年6月30日	農 業
14	平成20年 4月14日	金 昭 弘	男	秋田市雄和相川字銅屋176番地	昭和31年7月16日	農 業
15	平成20年 4月14日	長谷部 君 夫	男	秋田市雄和女米木字猫沢185番地	昭和17年2月26日	農 業

第2選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成20年 4月14日	佐 藤 政 光	男	秋田市雄和種沢字館ヶ沢58番地	昭和25年2月19日	農 業
2	平成20年 4月14日	竹 下 敏 夫	男	秋田市雄和平尾鳥字竹ノ花165番地	昭和31年5月7日	団 体 職 員
3	平成20年 4月14日	斉 藤 励	男	秋田市雄和平尾鳥字下野175番地	昭和32年4月29日	会 社 員
4	平成20年 4月14日	齊 藤 良 行	男	秋田市雄和種沢字前田8番地	昭和24年1月1日	農 業
5	平成20年 4月14日	古 屋 義 光	男	秋田市雄和種沢字戸草沢156番地	昭和26年6月5日	会 社 員
6	平成20年 4月14日	酒 井 慶 一	男	秋田市雄和平尾鳥字中村83番地1	昭和31年5月29日	農 業
7	平成20年 4月14日	角 田 金 一	男	秋田市雄和平尾鳥字中山51番地1	昭和18年5月6日	農 業

第3選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成20年 4月14日	佐 藤 雅 司	男	秋田市下浜檜田字上野44番地	昭和30年3月4日	農 業
2	平成20年 4月14日	牧 野 誠	男	秋田市雄和平沢字大部38番地	昭和26年8月20日	農 業
3	平成20年 4月14日	伊 藤 信 雄	男	秋田市雄和平沢字水沢73番地	昭和21年12月15日	会 社 員
4	平成20年 4月14日	齊 藤 廣 治	男	秋田市雄和平沢字舟津田19番地	昭和24年3月5日	自営業
5	平成20年 4月14日	佐 藤 雅 久	男	秋田市雄和下黒瀬字町屋敷107番地	昭和19年1月8日	農 業
6	平成20年 4月14日	小助川 一 憲	男	秋田市雄和下黒瀬字町屋敷130番地	昭和24年6月2日	農 業
7	平成20年 4月14日	池 田 吉 正	男	秋田市雄和下黒瀬字湯野目221番地	昭和23年2月27日	農 業
8	平成20年 4月14日	佐 藤 寿 雄	男	秋田市雄和椿川字方福97番地	昭和30年1月31日	農 業
9	平成20年 4月14日	山 内 隆 一	男	秋田市雄和椿川字奥椿岱27番地98	昭和27年7月12日	農 業
10	平成20年 4月14日	佐 藤 金 雄	男	秋田市雄和石田字前田112番地	昭和17年4月11日	農 業

選挙長告示第3号

平成20年4月21日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙における、第1選挙区において届出のあった候補者が15人で選挙すべ

き総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年8月4日政令第295号）第18条の2第2項の規定により告示する。

平成20年4月16日

雄和中央土地改良区総代総選挙
第1選挙区選挙長 安 藤 一 郎

選挙長告示第3号

平成20年4月21日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙における、第2選挙区において届出のあった候補者が7人で選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年8月4日政令第295号）第18条の2第2項の規定により告示する。

平成20年4月16日

雄和中央土地改良区総代総選挙
第2選挙区選挙長 伊 藤 善 勇

選挙長告示第3号

平成20年4月21日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙における、第3選挙区において届出のあった候補者が10人で選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年8月4日政令第295号）第18条の2第2項の規定により告示する。

平成20年4月16日

雄和中央土地改良区総代総選挙
第3選挙区選挙長 伊 藤 恒 宣

選挙長告示第4号

平成20年4月21日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙における選挙会の場所および日時を次のとおり定めたので告示する。

平成20年4月16日

雄和中央土地改良区総代総選挙
第1選挙区選挙長 安 藤 一 郎
第2選挙区選挙長 伊 藤 善 勇
第3選挙区選挙長 伊 藤 恒 宣

- 1 場所 秋田市雄和妙法字上大部23番地
雄和中央土地改良区事務所
- 2 日時 平成20年4月22日 午後1時30分から

公 告

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行うジフテリア、百日せき、破傷風、麻しん、風しん、日本脳炎およびBCGの定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年4月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所別表のとおり

接種医師名	予防接種を行う主たる場所
小 松 和 男	秋田組合総合病院
畑 澤 孝 子	秋田組合総合病院
畑 澤 千 秋	秋田組合総合病院
小 松 真 紀	秋田組合総合病院
吉 田 秀 一 郎	秋田組合総合病院

糸 賀 寛	秋田組合総合病院
北 林 淳	秋田組合総合病院
佐々木 昌 博	秋田組合総合病院
齊 藤 崇	秋田組合総合病院
木 村 滋	秋田赤十字病院
後 藤 良 治	秋田赤十字病院
新 井 浩 和	秋田赤十字病院
久保田 弘 樹	秋田赤十字病院
伊 藤 誠 人	秋田赤十字病院
小 泉 ひろみ	市立秋田総合病院
高 橋 ま や	市立秋田総合病院
米 山 法 子	市立秋田総合病院
添 野 武 彦	市立秋田総合病院
赤 羽 仁 三	中通総合病院
渡 邊 新	中通総合病院
安 岡 健 二	中通総合病院
柳 澤 宗	アーク循環器クリニック
柳 澤 昌 子	アーク循環器クリニック
市 原 利 晃	秋田住診クリニック
渡 邊 秀 悦	飯島ファミリークリニック
池 田 和 子	池田小児科医院
石 田 明	石田小児科医院
石 田 明 子	石田内科医院
井 谷 修	井谷耳鼻咽喉科医院
佐々木 浩 一	一戸医院
稲 葉 八 雲	稲葉小児科医院
後 藤 敦 子	今村記念クリニック
三 浦 義 昭	今村病院
渡 引 康 公	今村病院
花 田 雅 人	今村病院
岩 崎 齊	岩崎医院
榎 正 行	えのきこどもクリニック
湊 裕 子	駅前整形外科医院クリニカ・オルト
大 野 忠	大野小児科医院
櫻 庭 清	大町内科外科クリニック
島 仁	小川内科医院
小野崎 通 彦	おのざき小児科医院
高 橋 康	おのぼ高橋小児科クリニック
小 松 偉 子	加賀谷こども医院
加賀谷 学	かがや内科医院
金 子 ミサヲ	金子医院
木 村 衛	木村内科クリニック
倉 光 智 之	くらみつ内科クリニック
細 谷 重 明	御所野内科クリニック
佐々木 剛 一	こどものクリニック
小 林 謙 太 郎	小林胃腸科内科
小 松 幹 雄	小松内科クリニック
砂 押 浩	酒井小児科医院
莊 司 裕	さくら小児科医院
莊 司 靖 子	さくら小児科医院
佐々木 弥	佐々木内科・循環器科医院
堂 北 忍	佐藤内科医院
澤 口 博	澤口医院
島 田 堅 一	島田クリニック

木村 康徳	下浜診療所
岩 渕 和子	小児科岩渕医院
白 根 研二	白根病院
那 須 宏	白根病院
小野寺 佳奈	白根病院
鈴 木 裕之	すずきクリニック
鈴 木 雪子	すずきクリニック
須 藤 明子	須藤医院
銭 谷 明	銭谷内科胃腸科クリニック
苗 村 双葉	外旭川病院
穂 積 恒	外旭川病院
須 藤 まき子	外旭川病院
三 浦 進一	外旭川病院
船 木 公行	外旭川病院
高 橋 郁夫	たかはしこどもクリニック
高 橋 文夫	高橋内科医院
田 近 武彦	田近医院
土 田 蓉子	土田小児科医院
遠 山 卓郎	遠山医院
遠 山 潤	遠山医院
高 橋 徹	とおる内科医院
中 込 恵美子	中込内科循環器科クリニック
中 込 晃	中込内科医院
西 宮 藤彦	にしのみやこども医院
橋 本 禎嗣	橋本愛隣医院
原 田 健二	原田小児科医院

石 川 正 道	広面ファミリークリニック
藤 盛 亮 寿	藤盛レディースクリニック
本 間 真紀子	本間医院
真 崎 雅 和	真崎耳鼻咽喉科医院
三 浦 靖 徳	三浦小児科・内科医院
湊 元 志	湊小児科医院
鈴 木 信 愛	港町内科皮膚科
鈴 木 あけみ	港町内科皮膚科
村 山 徳 治	村山クリニック
村 山 仁	村山クリニック
森 川 昌 利	森川内科・呼吸器科クリニック
俵 谷 博 信	やばせ内科クリニック
日 下 尚 志	雄和さくらクリニック
綿 貫 桃 代	わたぬき小児科医院
平 山 文	秋田県太平療育園
幕 田 政 博	秋田県小児療育センター
平 山 文	秋田県小児療育センター

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行う平成20年度のジフテリア、百日せき、破傷風、麻しん、風しん、日本脳炎およびBCGの定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年4月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 予防接種の種類、対象者の範囲および接種の方法と回数

予防接種の種類	対象者の範囲	接 種 の 方 法 と 回 数
ジフテリア 百日せき 破傷風 第1期	生後3か月から90月に至るまでの間にある者	沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン、又は沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを20日から56日までの間隔をおいて3回、3回目の接種終了後6月以上の間隔をおいて1回皮下に注射するものとし、接種量は毎回0.5ミリリットルとする。
ジフテリア 破傷風 第2期	11歳以上13歳未満の者	沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.1ミリリットルとする。
麻しん風しん 第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン、又は乾燥弱毒生麻しんワクチンもしくは乾燥弱毒生風しんワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。
麻しん風しん 第2期	5歳以上7歳未満の者（小学校就学前の1年間にある者）	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン、又は乾燥弱毒生麻しんワクチンもしくは乾燥弱毒生風しんワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。
麻しん風しん 第3期	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者	
麻しん風しん 第4期	18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者	
日本脳炎 第1期	生後6月から90月に至るまでの間にある者	日本脳炎ワクチンを6日から28日までの間隔をおいて2回、2回目の接種終了後おおむね1年を経過した時期に1回皮下に注射するものとし、接種量は毎回0.5ミリリットルとする。（3歳未満の者には、接種量を0.25ミリリットルとする。）
日本脳炎 第2期	9歳以上13歳未満の者	日本脳炎ワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。

BCG	生後6月に至るまでの間にある者	経皮接種用BCGワクチンの懸濁液を上腕外側の中央部に滴下し管針により2筒接種する。
-----	-----------------	---

2 予防接種を行う期日、場所

(1) 期日 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間で各受託医療機関が定める実施日

(2) 場所 別表のとおり

3 予防接種の対象者から除かれる者

- (1) 当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者
- (2) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (3) 明らかな発熱を呈している者
- (4) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (5) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (6) ポリオ、BCG、おたふくかぜ、水痘の予防接種を受けた後27日以上の間隔を置いていない者
- (7) 上記以外の予防接種を受けた後6日以上の間隔を置いてい

ない者

- (8) 輸血やガンマグロブリンの投与後3ヵ月（大量のガンマグロブリンの投与を受けた場合は6ヵ月）を経っていない者
 - (9) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- 4 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者
- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
 - (2) 前回の予防接種で2日以内に発熱のみられた者又は全身性発疹等アレルギーを疑う症状を呈したことがあるもの
 - (3) 過去にけいれんの既往のある者
 - (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者および近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
 - (5) 接種しようとする接種液の成分（培養に使う卵、抗生物質）に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- 5 予防接種料金 無料

別表

医療機関名	所在地	実施する予防接種の種類									
		三混	二混	麻風 1期	麻風 2期	麻風 3期	麻風 4期	日脳 1期	日脳 2期	BCG	
秋田組合総合病院	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
アーク循環器クリニック	秋田市広面字谷地沖26番地1		○			○	○		○		
秋田往診クリニック	秋田市広面字谷内佐渡336番地2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
飯島ファミリークリニック	秋田市飯島新町二丁目12番1号	○	○		○	○	○	○	○		
池田小児科医院	秋田市土崎港中央五丁目6番32号	○	○	○	○	○	○				
石田小児科医院	秋田市広面字蓮沼11番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石田内科医院	秋田市保戸野中町6番48号		○			○	○				
井谷耳鼻咽喉科医院	秋田市広面字鍋沼52番地1					○	○				
一戸医院	秋田市新屋大川町9番7号					○	○				
稲葉小児科医院	秋田市旭北栄町1番21号	○	○	○	○	○	○				○
今村記念クリニック	秋田市下新城長岡字毛無谷地265番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
今村病院	秋田市下新城中野字琵琶沼124番地1					○	○				
岩崎医院	秋田市雄和妙法字上大部90番地1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
えのきこどもクリニック	秋田市八橋田五郎二丁目13番18号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
駅前整形外科医院クリニカ・オルト	秋田市千秋久保田町3番15号					○	○				
大野小児科医院	秋田市南通築地2番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大町内科外科クリニック	秋田市大町一丁目2番23号					○	○				
小川内科医院	秋田市中通三丁目3番55号					○	○				
おのぎき小児科医院	秋田市土崎港中央三丁目3番30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
おのぼ高橋小児科医院	秋田市仁井田字中新田78番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
加賀谷こども医院	秋田市御野場新町四丁目7番17号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
かがや内科医院	秋田市旭川南町13番18号	○	○	○	○	○	○	○	○		
金子医院	秋田市土崎港中央六丁目3番18号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
木村内科クリニック	秋田市新屋田尻沢東町10番5号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
くらみつ内科クリニック	秋田市山王五丁目10番28号					○	○				
御所野内科クリニック	秋田市御所野元町五丁目3番5号	○	○	○	○	○	○				
こどものクリニック	秋田市泉中央五丁目19番18号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小林胃腸科内科	秋田市八橋田五郎二丁目11番9号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

小松内科クリニック	秋田市御野場新町二丁目10番12号		○		○	○	○		○	
酒井小児科医院	秋田市中通四丁目1番56号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
さくら小児科医院	秋田市桜一丁目1番11号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐々木内科・循環器科医院	秋田市土崎港四丁目5番38号		○			○	○		○	
佐藤内科医院	秋田市將軍野南一丁目10番55号		○			○	○			
澤口医院	秋田市八橋三和町14番6号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
島田クリニック	秋田市川元山下町7番21号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
下浜診療所	秋田市下浜羽川字下山48番地132	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小児科岩淵医院	秋田市保戸野中町7番20号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
白根病院	秋田市旭北栄町5番29号						○			
すずきクリニック	秋田市泉北三丁目17番10号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
須藤医院	秋田市広面字樋口18番地15	○		○	○	○	○			
銭谷内科胃腸科クリニック	秋田市川尻上野町1番64号					○	○			
外旭川病院	秋田市外旭川字三後田1番地42	○	○	○	○	○	○	○	○	○
たかはしこどもクリニック	秋田市將軍野青山4番47号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高橋内科医院	秋田市桜四丁目1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	
田近医院	秋田市河辺北野田高屋字前田表76番地1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土田小児科医院	秋田市東通六丁目14番30号	○	○	○	○	○	○			○
遠山医院	秋田市横森五丁目21番18号	○	○	○	○	○	○	○	○	
とおる内科医院	秋田市御所野地蔵田二丁目1番3-2号	○	○	○	○	○	○	○	○	
中込内科循環器科クリニック	秋田市仁井田二ツ屋一丁目8番55号	○	○	○	○	○	○			
中込内科医院	秋田市八橋本町三丁目1番5号	○	○	○	○	○	○	○	○	
にしのみやこども医院	秋田市広面字蓮沼21番地5	○	○	○	○	○	○	○	○	○
橋本愛隣医院	秋田市広面字近藤堰越78番地1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
はらた小児科医院	秋田市山王中園町2番16号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
広面ファミリークリニック	秋田市広面字土手下52番地2	○	○	○	○	○	○	○	○	○
藤盛レディースクリニック	秋田市東通仲町4番1号アルヴェ4階					○	○			
本間医院	秋田市山王中園町3番14号	○	○	○	○	○	○	○	○	
真崎耳鼻咽喉科医院	秋田市土崎港中央六丁目8番3号		○			○	○	○		
三浦小児科・内科医院	秋田市新屋勝平町2番25号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
湊小児科医院	秋田市中通五丁目7番34号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
港町内科皮膚科	秋田市土崎港中央六丁目13番25号	○		○	○	○	○	○	○	
村山クリニック	秋田市將軍野南五丁目12番19号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
森川内科・呼吸器科クリニック	秋田市新屋表町3番18号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
やばせ内科クリニック	秋田市八橋本町五丁目8番31号					○	○		○	
雄和さくらクリニック	秋田市雄和新波字竹ノ花42番地1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
わたぬき小児科医院	秋田市広面字谷地田33番地3	○	○	○	○	○	○	○	○	○
秋田県太平療育園	秋田市新屋下川原町2番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
秋田県小児療育センター	秋田市八橋南一丁目1番3号	○	○	○	○	○	○	○	○	

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として昭和42年10月19日付けで位置の指定した道路（指定番号第154号）の一部を次のとおり廃止したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第28条の規定に基づき、公告する。

平成20年4月3日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 申請者の住所および氏名
秋田市將軍野堰越8番2-501号
本 間 久美子
- 道路位置の廃止箇所
秋田市土崎港北一丁目185番9の内および185番25の内
- 廃止道路幅員 4.00メートル

- 4 廃止道路延長 10.50メートル
- 5 廃止年月日および番号
平成20年4月3日 廃止番号 第1号

秋田市公告

秋田市立の文化施設事業周知リーフレット「みるかネット・イベント通信」第1号への広告掲載者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募する。

平成20年4月3日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 入札に関する事項
 - (1) 入札名 「みるかネット・イベント通信」第1号広告掲載者選定に係る入札
 - (2) 広告媒体 文化施設事業周知リーフレット「みるかネット・イベント通信」第1号

- (3) 予定価格(税抜) ※最低落札価格 28,572円
- (4) 入札参加要件
 - ア 秋田市内に本社、支店又は営業所を有する者又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。
 - イ 租税に滞納がないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者ではないこと。
 - エ 秋田市広告掲載基準(以下「掲載基準」という。)第5条の規定による制限を受ける者ではないこと。

2 掲載する広告に関する事項

- (1) 規格等 掲載寸法は、日本工業規格A列4番の1/6とし、掲載紙面は「みるかネット・イベント通信」第1号(A4版・三つ折、紙質：マットコート90kg)のカラー面中央三つ折下部とする。
- (2) 色 フルカラー
- (3) 発行部数 25,000部
- (4) 配付対象 文化施設来館者、市内小中学校、図書館、公民館等
- (5) 広告掲載期間 平成20年度5月から10月まで
- (6) 広告の内容等
 - ア 掲載できない広告は、秋田市広告掲載要綱第4条第1項および掲載基準第6条に規定するとおりとする。
 - イ 広告枠内に「広告」と表示すること。

3 入札に関する事項

- (1) 日時 平成20年4月22日(火) 午前11時
- (2) 場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王ビル4階 秋田市教育委員会「教育委員会室」
- (3) 落札者の決定

落札者は、予定価格(最低落札価格)以上の金額で、最高の金額をもって入札した者とする。
- (4) 契約日 平成20年4月23日(水)(予定)
- (5) 契約金額(広告料)の支払

広告料は、平成20年4月24日(木)までに、市が指定する金融機関に振り込むものとする。
- (6) 注意事項
 - ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札参加希望者は、平成20年4月15日(火)午後4時までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

委 託 番 号・委 託 名	委託場所	委託期間	入札参加要件
教委総務課 第41号 秋田市立大住小学校校地周辺他1校側溝清掃業務委託	秋田市仁井田字西 潟敷33番地他	契約の日から平成 20年5月9日	秋田市内に本社を有する 業者で、秋田市の建設業

札参加資格の審査を受けなければならない。

- ア 入札参加申込書……(様式1(省略))
- イ 営業経歴書………(様式2(省略))
- ウ 掲載を希望する原寸大の広告原稿
- エ 納税証明書 ※写し可
 - (ア) 消費税(税務署で、「未納税額のない証明用」の発行を受けること。)
 - (イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人事業主の方は個人市民税)
 - (ウ) 秋田市に納めた固定資産税
- ※ 消費税・法人市民税は直近の営業年度のもの納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済みのお知らせ」の提出でも可

オ 登記簿謄本(個人営業の方は住民票) ※写し可

- (2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付

申込書等は次のとおり受け付ける。

 - ア 受付期間 平成20年4月7日(月)から平成20年4月15日(火)までの平日午前9時から午後5時まで
 - イ 受付場所 秋田市教育委員会文化振興室
 - ウ 申込用紙 秋田市教育委員会文化振興室もしくは秋田市ホームページから入手すること。

5 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格等を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年4月17日(木)に行う。

6 入札保証金および契約保証金 免除

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市教育委員会文化振興室振興担当
電話 018-866-2246

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年4月3日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は下記のとおりである。

業 務 名	内 容	期 間	入 札 参 加 要 件
小中学校複写機の複写料金単価	小中学校に設置する複写機の複写料金単価	平成20年6月1日～平成21年3月31日	①秋田市内に本店、支店、営業所を有する者、又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。 ②租税に滞納がないこと。 ③複写機の複写料金単価契約が可能な者であること。 ④複写機の保守サービスが可能な者であること。

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。

イ 秋田市指名停止措置要綱（物品の納入および製造）第2条第1項の規定による指名停止期間中の者でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成20年5月14日(水) 午前9時

(2) 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階
秋田市教育委員会「教育委員会室」

(3) 入札保証金 免除

(4) 契 約 日 平成20年5月15日(木)

(5) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年4月24日(木)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ 営業経歴書（様式2（省略））

ウ 複写機の保守サービス体制調書（様式3（省略））

エ 納税証明書

・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。）

・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）

・秋田市に納めた固定資産税

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

オ 住民票（法人にあっては履歴事項全部証明書）

※有効期限3箇月以内

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成20年4月8日(火)から平成20年4月24日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル3階
秋田市教育委員会総務課企画経理担当

ウ 申込用紙 秋田市教育委員会総務課又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成20年5月7日(水)午後に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成20年4月8日(火)から平成20年4月24日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル3階
秋田市教育委員会総務課企画経理担当

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市教育委員会総務課企画経理担当
電話 018-866-2242

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年4月9日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は下記のとおりである。

業 務 名	内 容	契約期間	入 札 参 加 要 件
秋田市太平山自然学習センター小中学校送迎バス貸借業務	秋田市太平山自然学習センターと学校間のバスの送迎業務	平成20年5月13日～平成21年2月28日	次の①から③の要件を満たしていること。 ①一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けており、大型車5台以上、中型車1台以上を保有していること。

	②秋田市内に本社・支店・営業所等を有していること。 ③租税に滞納がないこと。
--	---

- (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件
- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
- イ 本市の指名停止又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成20年4月24日(木) 午前10時
- (2) 入札の場所 太平山自然学習センター「まんたらめ」
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約日 平成20年4月28日(月) (予定)
- (5) 注意事項
- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税および地方消費税の額に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札書には、大型車と中型車各1台分の賃貸借金額を記載することとし、その金額に大型車154台・中型車44台を乗じた合計額で一番低額であった者を落札者とする。
- エ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- オ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。
- カ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押すこと。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))
- イ 営業経歴書(様式2(省略))
- ウ 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていることを証明できる書類の写し
- エ 納税証明書(写し可)
- (ア) 消費税(税務署で、『未納税額のないこと用(その3)』の発行を受けること。)
- (イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人営業の方は個人市民税)
- (ウ) 秋田市に納めた固定資産税(平成19年度分)
- ・消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
 - ・納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でもよい。
- オ 住民票(法人にあっては履歴事項全部証明書)
- ・有効期限3か月以内のもの
- (2) 申込書等の提出
- 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるもの

- は受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
- 申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成20年4月9日(木)から平成20年4月15日(火)までの休館日(4月14日の月曜日)を除く毎日で、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 太平山自然学習センター「まんたらめ」
- ウ 参加申込書 太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果により、指名されない場合がある。その者には入札参加資格審査結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および入札参加資格審査結果については、平成20年4月18日(金)にFAXで送付する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間 平成20年4月9日(木)から平成20年4月15日(火)までの休館日(4月14日の月曜日)を除く毎日で、時間は午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧場所 太平山自然学習センター「まんたらめ」事務室

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
 太平山自然学習センター「まんたらめ」
 電話 018-827-2171

秋田市公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により、平成20年1月23日付け秋田市指令第543号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成20年4月9日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
 秋田市泉中央四丁目29番20号
 有限会社すぐる不動産
 代表取締役 木 村 秀 三
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
 秋田市泉釜ノ町155番1、156番、157番1、157番1地先道路
 および155番1地先水路

秋田市公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第35条の2第1項の規定により、平成20年3月26日付け秋田市指令第1609号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成20年4月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市寺内蛭根三丁目1番20号
 共和ホーム株式会社
 代表取締役 池田 喜代秀

2 開発区域に含まれる地域の名称
 秋田市横森三丁目114番5、121番2、715番2の内および722番の内

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の終了について認可したので、同条第4項において準用する同法第9条第3項の規定に基づき、公告する。

平成20年 4月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 土地区画整理事業の名称
御所野ニュータウン第二十一地区土地区画整理事業
- 2 施行地区
秋田市四ツ小屋末戸松本字地藏田、四ツ小屋小阿地字狸崎の各一部
- 3 施行認可の年月日
平成19年 8月16日
- 4 施行者の名称
独立行政法人都市再生機構 理事長 小野 邦久
上記代理人 秋田都市開発事務所長 磯田 悟

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

番号	物件名	納品場所	納入期限
	市立秋田総合病院医誌Vol.17製造請負業務	市立秋田総合病院医局	平成20年 7月31日

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

次のすべてを満たすこと。

- ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 秋田市の指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成20年 5月23日(金) 午前10時
 入札の場所 秋田市川元松丘町4番30号
 市立秋田総合病院 2階 講堂

入札保証金 免除
 契約日 平成20年 5月28日(水)

- 注 意 事 項
- (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札

- 秋田市御所野地藏田一丁目1番4
- 5 事業施行期間
平成19年 8月16日から平成21年 3月31日まで
- 6 終了認可の年月日
平成20年 4月22日

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成20年度第1号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成20年 4月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号
秋田市農林部農林総務課
- 2 縦覧期間 平成20年 4月24日から同年 5月16日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧時間 午前 8時30分から午後 5時30分まで

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成20年 4月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成20年 5月14日(水)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出すること。
- (2) 申込書の提出
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受付
申込書は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成20年 4月30日(水)から平成20年 5月14日(水)までの土曜日および日曜日・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
イ 受付場所 市立秋田総合病院
1階 事務局総務課用度担当
ウ 申込書・入札書・委任状等
市立秋田総合病院ホームページから入手すること。
ホームページアドレス

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ho/newho/default.htm>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年5月19日(月)午前までに通知する。
- 5 仕様書および入札物件見本の閲覧に関する事項
 - (1) 閲覧期間は、平成20年4月30日(水)から平成20年5月14日(水)までの土曜日および日曜日・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - (2) 閲覧場所は、市立秋田総合病院1階事務局総務課用度担当
 - (3) 仕様書は、市立秋田総合病院ホームページにも掲載
- 6 その他
 - (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申込書は、返却しない。

- (3) 秋田市財務規則第135条の規定により契約の履行について、その全部又は大部分を一括して第三者に委任させ、又は請け負わせることを禁止する。なお、一部の業務を第三者に委託する場合は、外部委託の報告書の提出を契約締結時に求める。
- (4) 契約書(請書)は、製造請負契約書(請書)となり印紙税が課税される。
- (5) 入札に関する問い合わせ先
市立秋田総合病院総務課用度担当
電話 018-823-4171(内線2172)

秋田市公告

次のとおり自由参加型物品調達(以下「オープンビッド」という。)を執行するので、参加希望者を公募する。

平成20年4月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 オープンビッドに付する事項

- (1) オープンビッドに付する物件は、下記のとおりである。

番号	物 件 名	納 品 場 所	納 品 期 限
	市立秋田総合病院各科外科診療録(カルテ)製造請負業務	市立秋田総合病院	別途当院の指定するところによる。

- (2) 上記物件に係る基本的な参加要件
次のすべてを満たすこと。
ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
ウ 秋田市の指名停止期間中でないこと。

2 見積書提出に関する事項

見積書提出の日時 平成20年5月9日(金) 午前10時
見積書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

見積書提出の場所 秋田市川元松丘町4番30号

市立秋田総合病院 2階 講堂

見積書の様式 市立秋田総合病院ホームページから入手すること。

ホームページアドレス

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ho/newho/default.htm>

注 意 事 項

- (1) 秋田市財務規則を遵守のうえ、参加すること。
- (2) 見積書提出の結果予定価格内の金額の提示がないときは、再度の見積書提出を1回に限り行う。
- (3) 契約者となるべき同価格の見積書提出者が2人以上あるときは、直ちにくじにより契約者を決定する。

3 仕様書および見積依頼物件見本の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成20年4月30日(水)から平成20年5月8日(木)までの土曜日および日曜日・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- (2) 閲覧場所 市立秋田総合病院
1階 事務局総務課用度担当
- (3) 仕様書は、市立秋田総合病院ホームページにも掲載

4 見積結果に関する事項

最低価格提示者を契約の相手方とし、契約締結後に市立秋田総合病院ホームページで公表する。

5 その他

- (1) 見積書の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された見積書は、返却しない。
- (3) 秋田市財務規則第135条の規定により契約の履行について、その全部又は大部分を一括して第三者に委任させ、又は請け負わせることを禁止する。なお、一部の業務を第三者に委託する場合は、外部委託の報告書の提出を契約締結時に求める。
- (4) 契約書は、製造請負契約書となり印紙税が課税される。
- (5) 見積書提出に関する問い合わせ先
市立秋田総合病院総務課用度担当
電話 018-823-4171(内線2171)

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成20年4月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

番号	物 件 名	納 品 場 所	納 入 期 限
	X線写真用袋(一般用・小)製造請負業務	市立秋田総合病院放射線科	平成20年8月29日

- (2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件
次のすべてを満たすこと。
- ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 秋田市の指名停止期間中でないこと。
- 2 入札に関する事項
- 入札の日時 平成20年5月23日(金) 午前10時
- 入札の場所 秋田市川元松丘町4番30号
市立秋田総合病院 2階 講堂
- 入札保証金 免除
- 契約日 平成20年5月28日(水)
- 注意事項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。
- 3 入札参加申し込みに関する事項
- (1) 入札に参加を希望する者は、平成20年5月14日(水)までに、公募型指名競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)を提出すること。
- (2) 申込書の提出
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受付
申込書は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成20年4月30日(水)から平成20年5月14日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

物品番号	物 件 名	納 品 場 所	履行期間
単価 第22号	仁井田・豊岩浄水場 水道用 ポリ塩化アルミニウム(PAC)購入	秋田市上下水道局 仁井田・豊岩浄水場	契約日から 平成21年3月31日 まで
単価 第23号	仁井田・豊岩浄水場 水道用 次亜塩素酸ナトリウム購入		
単価 第24号	仁井田・豊岩浄水場 水道用液体 苛性ソーダ購入		
単価 第25号	雄和浄水場 水道用 ポリ塩化アルミニウム(PAC)購入		

- イ 受付場所 市立秋田総合病院総務課用度担当
- ウ 申込書・入札書・委任状等
市立秋田総合病院ホームページから入手すること。
ホームページアドレス
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ho/newwho/default.htm>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年5月19日(月)午前に通知する。

5 仕様書および入札物件見本の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成20年4月30日(水)から平成20年5月14日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧場所 市立秋田総合病院総務課用度担当
- (3) 仕様書は、市立秋田総合病院ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 秋田市財務規則第135条の規定により契約の履行について、その全部又は大部分を一括して第三者に委任させ、又は請け負わせることを禁止する。なお、一部の業務を第三者に委託する場合は、外部委託の報告書を契約締結時に提出すること。
- (4) 契約書(請書)は、製造請負契約書(請書)となり印紙税が課税される。
- (5) 入札に関する問い合わせ先
市立秋田総合病院総務課用度担当
電話 018-823-4171(内線2172)

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成20年4月4日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

単価 第26号	雄和浄水場 水道用 次亜塩素酸ナトリウム購入	秋田市上下水道局 雄和浄水場
単価 第27号	雄和浄水場 水道用 水道用ソーダ灰購入	
単価 第28号	八橋下水道終末処理場 次亜塩素酸ソーダ購入	秋田市上下水道局 八橋下水道終末処理場
単価 第29号	八橋下水道終末処理場 高分子凝集剤購入	

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市に物品入札参加資格審査申請書を提出し、受理されていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ 秋田市の指名停止および入札参加資格の停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成20年4月18日(金) 午前10時
- 入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地
秋田市上下水道局 豊岩浄水場 1階
会議室
- 入札保証金 免除
- 契約日 平成20年4月21日(月)
- 入札金額 入札書には、1kgあたりの価格を記載すること。

- 注 意 事 項
- (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、入札書に記載できる金額は銭単位までとする。
 - (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
 - (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成20年4月15日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。（様式1(省略)））を提出すること。
- (2) 申込書の提出
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受付
申込書は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成20年4月4日(金)から平成20年4月15日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から

午後4時まで

- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年4月16日(水)午後15時から通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成20年4月4日(金)から平成20年4月17日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告する。

平成20年4月11日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

番号	物件名	納品場所	納入期限	入札参加要件
第2号	新品水道メーター購入 (13mm～150mm)	秋田市上下水道局	平成20年8月8日(金) ※5/31・7/10・8/8の3回	3に記載

2 入札に関する事項

入札の日時 平成20年4月30日(水) 午後1時30分
 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
 秋田市上下水道局 3階 入札室
 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。
 契約日 平成20年5月2日(金)
 注意事項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
 (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札に参加する者に必要な要件

(1) 東北地方に本社又は支店・営業所等を有する者であること。
 (2) 過去に地方自治体に対し、水道メーターの納入実績があること。
 (3) 租税に滞納がないこと。
 (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 (5) 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

4 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年4月23日(水)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容(過去の実績等)によっては、入札保証金を免除する場合がある。
 ア 秋田市登録業者(財政部契約課)の方
 (ア) 入札参加申込書(様式1(省略))
 (イ) 実績調書(様式2(省略))

イ 秋田市登録業者(財政部契約課)ではない方
 (ア) 入札参加申込書(様式1(省略))
 (イ) 実績調書(様式2(省略))
 (ウ) 法人登記簿謄本の写し(入札参加申込書を提出する日を基準として3カ月以内に発行されたものに限る。)
 (エ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書(領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可)

(2) 申込書等の提出
 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
 (3) 申込書等の受付
 申込書等は、次のとおり受け付ける。
 ア 受付期間 平成20年4月11日(金)から平成20年4月23日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 ウ 申請用紙 秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。
 上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は平成20年4月11日(金)から平成20年4月28日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
 (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
 秋田市上下水道局総務課管財係
 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

平成20年4月11日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

番号	委託業務名	履行場所	履行期間	入札参加要件
第72号	流域下水道流入水水質調査	秋田市寺内字蛭根地内他10箇所	契約日から平成20年12月19日まで	次の①～②の要件を満たしていること。 ①計量証明事業者の登録(事業区分濃度)をしており、秋田市内に本社、支店、営業所等を有していること。

			②過去に秋田県内の流域下水道流入水等において水質分析の業務実績があること。 (基本的要件については別に記載)
--	--	--	---

2 入札に関する事項

入札の日時 平成20年 4 月30日(水) 午前10時
 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号
 秋田市上下水道局 3 階 入札室
 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。

契約日 平成20年 5 月2日(金)

- 注意事項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
 (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 租税に滞納がないこと。
 (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 (3) 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

4 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年 4 月23日(水)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容(過去の実績等)によっては、入札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者(財政部契約課)の方

- (ア) 入札参加申込書(様式1(省略))
 (イ) 契約実績調書(様式2(省略))
 (ウ) 計量証明事業の登録されていることを証する書類の写し

イ 秋田市登録業者(財政部契約課)ではない方

- (ア) 入札参加申込書(様式1(省略))
 (イ) 契約実績調書(様式2(省略))
 (ウ) 計量証明事業の登録されていることを証する書類の写し
 (エ) 法人登記簿謄本の写し(入札参加申込書を提出する日を基準として3カ月以内に発行されたものに限る。)
 (オ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書(領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可)

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成20年 4 月11日(金)から平成20年 4 月23日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成20年 4 月11日(金)から平成20年 4 月28日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
 秋田市上下水道局総務課管財係
 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成20年 4 月25日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

番号	物 件 名	納 品 場 所	納 入 期 限
第7号	行政情報ネットワークシステム用パソコン等購入	秋田市上下水道局川尻庁舎内指定場所	平成20年 6 月27日

- (2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

次のすべてを満たすこと。

ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 秋田市の指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成20年5月20日(火) 午前11時
 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
 秋田市上下水道局 4階 大会議室
 入札保証金 免除
 契約日 平成20年5月22日(休)
 注意事項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程
 および入札心得を遵守のうえ、入札に参加す
 ること。
 (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載され
 た金額に当該金額の100分の5に相当する額
 を加算した金額(当該金額に1円未満の端数
 があるときは、その端数金額を切り捨てた額)
 を落札価格とするので、消費税および地方消
 費税に係る課税・免税事業者であるかを問わ
 ず、見積もった契約希望金額の105分の100に
 相当する金額を入札書に記載すること。
 (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入
 札を1回に限り行う。
 (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人
 以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決
 定する。

3 入札参加申し込みに関する事項
 (1) 入札に参加を希望する者は、平成20年5月14日(木)までに、
 公募型指名競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)を提出すること。
 (2) 申込書の提出
 申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付け
 ない。
 (3) 申込書の受付
 申込書は、次のとおり受け付ける。
 ア 受付期間 平成20年4月25日(金)から平成20年5月14日(木)
 までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から

午後4時まで
 イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 ウ 申込書・入札書・委任状等
 秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。
 上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
 4 指名に関する事項
 (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に
 指名通知するものとする。
 (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場
 合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知す
 る。
 (3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年5月16
 日(金)に通知する。
 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
 (1) 閲覧期間は平成20年4月25日(金)から平成20年5月19日(月)ま
 での土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後
 4時までとする。
 (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
 6 その他
 (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 (2) 提出された申込書は、返却しない。
 (3) 申込書の提出等に関する問い合わせ先
 秋田市上下水道局総務課管財係
 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
 平成20年4月25日
 秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

番 号	物 件 名	納 品 場 所	納 入 期 限
第6号	軽貨物自動車購入(3台)	秋田市上下水道局	平成20年6月30日

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件
 次のすべてを満たすこと。
 ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録さ
 れていること。
 イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者で
 あること。
 ウ 秋田市の指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成20年5月20日(火) 午前10時
 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
 秋田市上下水道局 4階 大会議室
 入札保証金 免除
 契約日 平成20年5月22日(休)
 注意事項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程
 および入札心得を遵守のうえ、入札に参加す
 ること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載され
 た金額に当該金額の100分の5に相当する額
 を加算した金額(当該金額に1円未満の端数
 があるときは、その端数金額を切り捨てた額)
 を落札価格とするので、消費税および地方消
 費税に係る課税・免税事業者であるかを問わ
 ず、見積もった契約希望金額の105分の100に
 相当する金額を入札書に記載すること。
 (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入
 札を1回に限り行う。
 (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人
 以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決
 定する。

3 入札参加申し込みに関する事項
 (1) 入札に参加を希望する者は、平成20年5月14日(木)までに、
 公募型指名競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)

を提出すること。

(2) 申込書の提出

申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書の受付

申込書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成20年4月25日(金)から平成20年5月14日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書・入札書・委任状等

秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。
上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年5月16

日(金)午前に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は平成20年4月25日(金)から平成20年5月19日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

(1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書は、返却しない。

(3) 申込書の提出等に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

平成20年4月25日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

委託番号	委 託 名	履 行 場 所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第89号	漏水調査業務委託	秋田市内(局が指定した所)	平成20年11月30日	3に記載

2 入札に関する事項

入札の日時 平成20年5月20日(火) 午後1時30分

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 4階 大会議室

入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。

契 約 日 平成20年5月22日(木)

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札に参加する者に必要な要件

(1) 東北地方に本社又は支店・営業所等を有する者であること。

(2) 過去に地方自治体に対し、漏水調査の業務実績があること。

(3) 租税に滞納がないこと。

(4) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

4 入札参加申し込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成20年5月14日(水)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容(過去の実績等)によっては、入札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者(財政部契約課)の方

(ア) 入札参加申込書(様式1(省略))

(イ) 実績調書(様式2(省略))

イ 秋田市登録業者(財政部契約課)ではない方

(ア) 入札参加申込書(様式1(省略))

(イ) 実績調書(様式2(省略))

(ウ) 法人登記簿謄本の写し(入札参加申込書を提出する日を基準として3カ月以内に発行されたものに限る。)

(エ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書(領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可)

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成20年4月25日(金)から平成20年5月14日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。
 上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成20年4月25日(金)から平成20年5月19日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

番号	委託業務名	履行場所	履行期限	入札参加要件
第84号	送配水管路敷他草刈業務委託	仁井田新中島地内他	契約日から 平成20年11月28日	造園工事A級 (基本的要件については別に記載)
第85号	下水道敷地草刈業務委託	草生津川左岸4号幹線敷地他	契約日から 平成20年9月30日	造園工事B級 (基本的要件については別に記載)
第86号	秋田市上下水道局敷地内樹木育成管理業務委託	秋田市上下水道局敷地内	契約日から 平成21年3月31日	造園工事B級 (基本的要件については別に記載)
第87号	八橋下水道終末処理場樹木・芝生保守管理業務委託	八橋下水道終末処理場敷地内	契約日から 平成21年3月24日	造園工事B級 (基本的要件については別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「造園工事A級又はB級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から造園工事のA級又はB級に等級格付されている者をいう。
 イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 ウ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成20年5月13日(火)
 ・委託第84号 午前10時00分
 ・委託第85号 午前10時15分
 ・委託第86号 午前10時30分
 ・委託第87号 午前10時45分

入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地
 秋田市上下水道局 豊岩浄水場
 1階 会議室

入札保証金 免除

契約日 平成20年5月15日(休)

注意事項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
 秋田市上下水道局総務課管財係
 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年4月25日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成20年5月7日(水)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出すること。
- (2) 申込書等の提出
 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
 申込書等は、次のとおり受け付ける。
 ア 受付期間 平成20年4月25日(金)から平成20年5月7日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 ※ 申込書・入札書・委任状等は秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。
 上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に

指名通知するものとする。

- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年 5月 9日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成20年 4月25日(金)から平成20年 5月12日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9時から午後 4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第 5 条の規定に基づき、平成20年度受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成20年 4月30日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

賦課対象区域

金足追分字海老穴、下新城中野字琵琶沼、飯島字薬師田、飯島字長山下、飯島長野本町、飯島字飯島水尻、土崎港西一丁目、土崎港西二丁目、将軍野向山、土崎港北五丁目、土崎港北六丁目、寺内字三千刈、外旭川字大堤、外旭川字山崎、外旭川字待合、外旭川字三後田、八橋罫沼町、山王臨海町、卸町五丁目、牛島西三丁目、榎山大元町、榎山古川新町、榎山南新町下丁、広面字堤敷、広面字土手下、手形字十七流、手形字山崎、広面字鬼頭、広面字広面、新藤田字高梨台、広面字川崎、広面字谷内佐渡、桜一丁目、横森二丁目、仁井田字西潟敷、仁井田字大野、仁井田二ツ屋一丁目、仁井田本町二丁目、御野場新町五丁目、仁井田本町六丁目、御野場一丁目、四ツ小屋小阿地字坂ノ下、四ツ小屋小阿地字柳林、四ツ小屋末戸松本字柳田、四ツ小屋末戸松本字坂ノ上、四ツ小屋末戸松本字地蔵田、上北手百崎字境田、上北手猿田字四ツ小屋、上北手百崎字内山、上北手荒巻字堺切、新屋洪谷町、浜田字元中村、浜田字後谷地、浜田字石山下、浜田字宮田沢、浜田字滝ノ下および河辺和田字和田の各一部（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地）

正 誤

平成20年 4月10日発行秋田市公報第995号掲載の秋田市訓令第 2号（秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令）

（校正誤り）

ページ	行	誤	正
32	26	2,000万円未満	500万円以上
32	30	2,000万円未満	500万円以上

